

官報

号外 昭和二十四年五月十五日

○國五会衆議院會議錄 第二十九号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)

議事日程 第二十七号

午後一時開議

第一 難医師法案(内閣提出)

第二 総理府設置法案(内閣提出)

第三 総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出)

第四 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 経済調査廳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 統計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 司法試験法案(内閣提出)

第八 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 郵便爲替法及び郵便振金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

十一 郵便切手類賣さばき所の整理等に関する法律案(内閣提出)

十二 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案(内閣提出)

十三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

十四 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案(内閣提出)

十五 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

十六 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

十八 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

十九 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十一 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十二 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十五 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十六 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十八 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二十九 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

三十 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

三十一 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

三十二 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

三十三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

三十四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議事日程 第二十七号

第十四 年齢のとなえ方に關する法律案(参議院提出)

第十五 遺族援護に關する決議案(青柳一郎君外三十八名提出)

(委員会審査省略要求事件)

● 本日の会議に付した事件

國会の会期延長の件(議長発議)

現内閣の蚕糸業対策に關する緊急質問(植原悦二郎君提出)

日程第十五 遺族援護に關する決議案(青柳一郎君外三十八名提出)

日程第十六 遺族援護に關する緊急質問(植原悦二郎君提出)

日程第十七 遺族援護に關する緊急質問(植原悦二郎君提出)

日程第十八 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 郵便爲替法及び郵便振金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

日程第二十一 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案(内閣提出)

日程第二十二 郵便切手類賣さばき所の整理等に関する法律案(内閣提出)

日程第二十三 未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十四 年齢のとなえ方に關する法律案(参議院提出)

日程第二十五 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十六 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十七 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十八 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十九 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十一 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十二 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十三 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十四 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十五 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十六 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十七 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十八 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十九 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十一 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十二 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十三 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十四 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十五 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十六 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十七 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十八 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十九 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十一 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十二 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十三 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十四 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十五 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十六 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十七 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十八 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五十九 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) これより会議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) お詫びいたしまして、國会の会期延長の件

ます。國会の会期は明後十六日をもつて終了することになつておりますが、各常任委員長の意見を聞き、議院運営委員会にも諮つた上、参議院議長と協議の結果、来る十七日より五月二十三日まで七日間会期を延長したいと存じ、これを発議いたします。

本件について発言の通告があります。これを許します。松井政吉君。

〔松井政吉君登壇〕

○松井政吉君 私は、ただいま議題になりました会期一週間延長の件に関し、日本社会党を代表いたしまして反対の意見を述べんとするものであります。

う法案の取扱い方をしてもらいたいということに対する具体的な要望をいたしておつたのであります。すなわち、重要法案にして十分國会において審議をなさなければならない法案は少くとも四月一ぱいに國会に提出してほしい、遅れても五月の初めには必ず提出するよう、これは各派全会一致の申合せ事項として強く要望したのであります。

かかるにもかかわらず、勞働組合法あるいは定員法等重要な法律は、四月一ぱいどころではなく、五月に入りましてもさらに提出をいたしませんで、定員法のごときは、二日ほど前に、会期が切れる直前にようやく提出して來たのであります。こういうことで重要な審議ができる道理はございません。

さらに十日に至りましたとして、運営委員会において官房長官に、われくは六日に至つても全法案の審議が困難である、従つて政府としての会期延長に対する責任問題、法律提案が國会の申入れを無視したことについて追究したことあります。しかし官房長官は会期延長をしないでも、十六日には会期延長をしないでも、十六日には全法案は審議が完了するというふうを宣言したのであります。にもかかわらず、会期間近になつて、十分審議をしなければならない重要法案を出して參ったということであります。

われくは、この事柄は明らかに政府の怠慢であり、さらに政府が國会を無視した態度であり、さらに再び会期を延長しなければならない事柄についての責任は一切をあげて政府にあるといふことを申し上げなければならぬのであります。従つてわが党は、本日の

運営委員会におきましても、一たび十
六日の本会議を終了して、審議未了の
残余の法律案は、繼續審議の形におい
て新たに審議を開始すべきだという動
議を提出したのでありますけれども、
これは多数の民主自由党を中心とする
與党によつて否決されたのであります。
われくは、こういう考え方の上に立つて、
第一点の反対理由といいたし
たいのであります。

第二の理由いたしましては、今回
の会期延長は、参議院において一週間
延長するということを參議院議長から
本院議長に申入れがあり、さらに衆議
院の常任委員長会議においてこれを相
談されておるのであります。会期延長
をするかしないかという重要な問題
は、衆議院の態度がきまつて参議院と
相談するということが原則でなければ
ならぬ。にもかかわらず、さような
参議院の中入れによつて、そのまま衆
議院が受入れるということになります
るならば、衆議院の優先性といふもの
を失うのであります。この例は善例に
あらずして、きわめて悪例を残すもの
であるというのが私の反対理由であり
ます。

簡単でありまするが、この二点の理
由から、会期延長について社会党は反
対をするものであります。(拍手)

○議長(鷹原喜重郎君) 石田博英君。

〔石田博英君登壇〕

○石田博英君 楽立場が違うと、は
なはだけつこうな御議論ができるもの
で、私ども片山内閣並びに芦田内閣二
代にわたる議会運営の経過を野党と
いたしまして見て參りました者から、た
だいま社会党の反対の御議論を承つ
て、まことに笑止千万であります。(拍

手) 卑俗な言葉を用いますならば、へ
そが茶を沸かす議論であるといわざる
を得ないのであります。(拍手) 御自分
が政権をとつておられた時代の法律案
の処理の経過を静かに胸に手を當てて
お考えになつてみれば、ただいまのよ
うな御議論はどこを突いてても出ないは
ずであります。

政府が法律案の提出にあたりまし
て、今日まで努力を重ねて参った経過
並びにその間における事情につきまし
ては、野党の諸君といふども十分御承
知のはずであります。われくはまこと
が、政府に、國会独自の立場から、で
きるだけすみやかに法律案を提出しな
ければならないといふやんを申し送
り、ともにすみやかなる法案の提出に
努力をして來たことも同様であります
。しかしながら、本院が議案の審議
にあたつて会期を延長すべきかいか
といふ点は、いかなるところにおいて
私どもが判断をしなければならぬかと
申しますと、提出をせられてわれわ
れが受けつけたところの議案につきま
して、これを会期が短かいために審議
未了にした方が國家のためになるか
あるいは國政運営上いかなる努力を拂
つても法律の成立を見なければならぬ
か、そのいずれをとるかによつて会期
を延長するかしないかということを決
するのでありますて、これが会期延長
を決する唯一最大の論拠であると私ど
もは確信いたすのであります。(拍手)
政府の提出いたしました議案が、本院
の許されました会期におきまして、と
ういふ議案ができないといふのであれ
ば、提出をせられたときにそれを受け
取ることを拒否すればいいのであつ
て、まことに笑止千万であります。(拍

て、提出せられたあの責任は、院が
独自の立場におきまして、その法律案
を握りつぶすことが國家のためになる
か、否決することが國家のためになる
か、成立せしめることが國家のために
なるかを判断しなければならないので
あります。(拍手) われくは、むしろ今
に民主党的諸君の御主張によりまし
て、現在本院に提出せられております
の議案を成立させ、慎重なる審議を終
了せしむるためには一週間を要すると
いうことに決定をいたしました。その
動議の提出者、延長に賛成をせられた
諸君は、民主党の野党派が圧倒的多数
を占めておられるのでありますと考へ
るの参議院において賛成をせられた民主
党が、今日ここで反対を述べるがご
ときは、これは党内の不一致というの
を占めておられるのであります。以下、
「椎熊三郎君」 椎熊三郎君。

○椎熊三郎君 私は、民主党第九控
室、すなわち民主党在野派を代表いた
る議員の立場から、本院が議案の審議
にあたつて会期を延長すべきかいか
といふ点は、いかなるところにおいて
私どもが判断をしなければならぬかと
申しますと、提出をせられてわれわ
れが受けつけたところの議案につきま
して、これを会期が短かいために審議
未了にした方が國家のためになるか
あるいは國政運営上いかなる努力を拂
つても法律の成立を見なければならぬ
か、そのいずれをとるかによつて会期
を延長するかしないかということを決
するのであります。私どもいたしま
して、これは党内の不一致というの
を占めておられるのであります。以下、
「椎熊三郎君」 椎熊三郎君。

そこで私は、今回の会期延長のごと
きも、石田君に言わせますと、片山
内閣、芦田内閣においても、片
山内閣においても、会期を短かくして
くれなどといふことは断じて申したこ
とはない。常に誠意をもつて國会にお
願いをして会期を延長して参つてお
る。しかし、「それだから小菅
に……」と呼び、その他発言する者あ
る。「無礼なことを言うな。——今度は
一昨日……」「無礼とは何だ」と呼ぶ者
あり) 無礼とは彼の言を言うのだ。無
礼は無礼ではないか。そういうことを
やると、これには時間の制限がないか
ら、ゆづくりやる。よく聞かせるから
聞いていたまえ。

一昨日、参議院の運営委員会で会期
延長の方針をきめたという。これは参
議院としては当然のことで、参議院の
運営委員会に民主党の在野党がいかに
多數あつても、参議院としては十六日
までに審議ができないから一週間延ば
した方がいいと考えたことは、あえて
不当でも何でもない。そうして昨日に

至つて、会期を七日間延長することを決定したということございます。そうして、参議院の議長から衆議院の議長に申入れがあつたということです。それには、われわれは、この参議院の申入れに対して、法案審議未了の責任を負うべきではない。

そこで、昨日実は民主自由党の有力なる運営委員の方から私は非公式に相談があつて、一週間会期延長ということだが、これは三日くらいにしてもいいと思うから賛成しないか、こういふことなのだ。そこで私は、それは君、とんでもないことだ、それは絶対多数を持っているから、三日ときめれば三日ときめられる、ところが、参議院が一週間というのに、こつちが三日ときめれば、もはや参議院としては三日間以上の努力はしない、それで審議未了の部分が残つても、それは衆議院の責任ということになるのだから、会期延長をもし一週間と申し入れたならば、政府與党としては、それをまるのみにしてあげた方がいいのではないか、といふことを親切に教えた。それで今日彼らの意見が三日についたのを一週間にしたのは、実はほくの入れ知恵なんです。あなた方はそういうところにおつて中央部の苦心を知らなかつたから、そんなことを言つておる。

中央部の人々はみんな苦労しておる。そこで、しかばわが党はなぜ会期延長に反対するか。それはこういうわけだ。先般來私どもは、運営委員会に官房長官をお招きして、これほどたくさんの方の法案が出ておるのに、会期は足りないではないか、政府においてはこれに対するいかなる方針があるかと聞

いたところ、官房長官は、会期延長の意思は絶対にございませんというふうして、参議院の議長から衆議院の議長に申入れがあつたということです。そこで、昨日実は民主自由党の有力なる運営委員の方から私は非公式に相談があつて、一週間会期延長ということだが、これは三日くらいにしてもいいと思うから賛成しないか、こういふことなのだ。そこで私は、それは君、とんでもないことだ、それは絶対多数を持っているから、三日ときめれば三日ときめられる、ところが、参議院が一週間というのに、こつちが三日ときめれば、もはや参議院としては三日間以上の努力はしない、それで審議未了の部分が残つても、それは衆議院の責任ということになるのだから、会期延長をもし一週間と申し入れたならば、政府與党としては、それをまるのみにしてあげた方がいいのではないか、といふことを親切に教えた。それで今日彼らの意見が三日についたのを一週間にしたのは、実はほくの入れ知恵なんです。あなた方はそういうところにおつて中央部の苦心を知らなかつたから、そんなことを言つておる。

中央部の人々はみんな苦労しておる。そこで、しかばわが党はなぜ会期延長に反対するか。それはこういうわけだ。先般來私どもは、運営委員会に官房長官をお招きして、これほどたくさんの方の法案が出ておるのに、会期は足りないではないか、政府においてはこれに対するいかなる方針があるかと聞

いたところ、官房長官は、会期延長の意思は絶対にございませんというふうして、参議院の議長から衆議院の議長に申入れがあつたということです。そこで、昨日実は民主自由党の有力なる運営委員の方から私は非公式に相談があつて、一週間会期延長ということだが、これは三日くらいにしてもいいと思うから賛成しないか、こういふことなのだ。そこで私は、それは君、とんでもないことだ、それは絶対多数を持っているから、三日ときめれば三日ときめられる、ところが、参議院が一週間というのに、こつちが三日ときめれば、もはや参議院としては三日間以上の努力はしない、それで審議未了の部分が残つても、それは衆議院の責任ということになるのだから、会期延長をもし一週間と申し入れたならば、政府與党としては、それをまるのみにしてあげた方がいいのではないか、といふことを親切に教えた。それで今日彼らの意見が三日についたのを一週間にしたのは、実はほくの入れ知恵なんです。あなた方はそういうところにおつて中央部の苦心を知らなかつたから、そんなことを言つておる。

中央部の人々はみんな苦労しておる。そこで、しかばわが党はなぜ会期延長に反対するか。それはこういうわけだ。先般來私どもは、運営委員会に官房長官をお招きして、これほどたくさんの方の法案が出ておるのに、会期は足りないではないか、政府においてはこれに対するいかなる方針があるかと聞

いたところ、官房長官は、会期延長の意思は絶対にございませんというふうして、参議院の議長から衆議院の議長に申入れがあつたということです。そこで、昨日実は民主自由党の有力なる運営委員の方から私は非公式に相談があつて、一週間会期延長ということだが、これは三日くらいにしてもいいと思うから賛成しないか、こういふことなのだ。そこで私は、それは君、とんでもないことだ、それは絶対多数を持っているから、三日ときめれば三日ときめられる、ところが、参議院が一週間というのに、こつちが三日ときめれば、もはや参議院としては三日間以上の努力はしない、それで審議未了の部分が残つても、それは衆議院の責任ということになるのだから、会期延長をもし一週間と申し入れたならば、政府與党としては、それをまるのみにしてあげた方がいいのではないか、といふことを親切に教えた。それで今日彼らの意見が三日についたのを一週間にしたのは、実はほくの入れ知恵なんです。あなた方はそういうところにおつて中央部の苦心を知らなかつたから、そんなことを言つておる。

中央部の人々はみんな苦労しておる。そこで、しかばわが党はなぜ会期延長に反対するか。それはこういうわけだ。先般來私どもは、運営委員会に官房長官をお招きして、これほどたくさんの方の法案が出ておるのに、会期は足りないではないか、政府においてはこれに対するいかなる方針があるかと聞

いたところ、官房長官は、会期延長の意思は絶対にございませんというふうして、参議院の議長から衆議院の議長に申入れがあつたということです。そこで、昨日実は民主自由党の有力なる運営委員の方から私は非公式に相談があつて、一週間会期延長ということだが、これは三日くらいにしてもいいと思うから賛成しないか、こういふことなのだ。そこで私は、それは君、とんでもないことだ、それは絶対多数を持っているから、三日ときめれば三日ときめられる、ところが、参議院が一週間というのに、こつちが三日ときめれば、もはや参議院としては三日間以上の努力はしない、それで審議未了の部分が残つても、それは衆議院の責任ということになるのだから、会期延長をもし一週間と申し入れたならば、政府與党としては、それをまるのみにしてあげた方がいいのではないか、といふことを親切に教えた。それで今日彼らの意見が三日についたのを一週間にしたのは、実はほくの入れ知恵なんです。あなた方はそういうところにおつて中央部の苦心を知らなかつたから、そんなことを言つておる。

中央部の人々はみんな苦労しておる。そこで、しかばわが党はなぜ会期延長に反対するか。それはこういうわけだ。先般來私どもは、運営委員会に官房長官をお招きして、これほどたくさんの方の法案が出ておるのに、会期は足りないではないか、政府においてはこれに対するいかなる方針があるかと聞

いたところ、官房長官は、会期延長の意思は絶対にございませんというふうして、参議院の議長から衆議院の議長に申入れがあつたということです。そこで、昨日実は民主自由党の有力なる運営委員の方から私は非公式に相談があつて、一週間会期延長ということだが、これは三日くらいにしてもいいと思うから賛成しないか、こういふことなのだ。そこで私は、それは君、とんでもないことだ、それは絶対多数を持っているから、三日ときめれば三日ときめられる、ところが、参議院が一週間というのに、こつちが三日ときめれば、もはや参議院としては三日間以上の努力はしない、それで審議未了の部分が残つても、それは衆議院の責任ということになるのだから、会期延長をもし一週間と申し入れたならば、政府與党としては、それをまるのみにしてあげた方がいいのではないか、といふことを親切に教えた。それで今日彼らの意見が三日についたのを一週間にしたのは、実はほくの入れ知恵なんです。あなた方はそういうところにおつて中央部の苦心を知らなかつたから、そんなことを言つておる。

中央部の人々はみんな苦労しておる。そこで、しかばわが党はなぜ会期延長に反対するか。それはこういうわけだ。先般來私どもは、運営委員会に官房長官をお招きして、これほどたくさんの方の法案が出ておるのに、会期は足りないではないか、政府においてはこれに対するいかなる方針があるかと聞

蚕桑家に知悉せしめ、でき得るならば前途に光明を與えてやりたいと思うのであります。(拍手)

実は蚕糸業の主管大臣であります森相は、かつては全國蚕糸組合連合会の会長として活躍された方で、蚕糸業に対しても深き理解と認識を有し、斯界の一大權威者でありますから、必ずやこの危機に対しても機宜の措置を講ぜられ、斯業の復興を確保せしむるものと確信いたしておつたのであります。が、國会の会期もまさに盡きんとする今日、政府はその新経済政策に對應すべき何らの具体的蚕糸政策を明示せられざるがゆえに、あえてこの緊急質問に換算いたしまして約七万俵の古糸及び古糸を保有しております。うち三万五千俵は、帶貿としてすでに在庫品になつておるものであります。これらはすべて政府が強行いたしました蚕糸業統制政策の結果にはかならないのであります。しかるに、今回の單一爲替レート設定によつて巨額の差損を來しておりますが、政府はこれに對していかなる措置をとらんとするのでありますか、まず第一にこれを伺いたいのであります。

第二に、かかる状態にありますから、製糸業者の金融業者に対するところの昨年度の購入資金の返済も、まだ四割にしか達しておらないのです。従つて、近く春糸の出まわり期に際しておますが、購入資金の調達は、現在において是不可能だと思われるのであります。その結果、養蚕家に與るところの打撃はすこぶ

る甚大、これが農村経済に及ぼす影響及びわが養蚕の将来に與する衝撃を考えますれば、まことに寒心にたえないのですが、政府はこれに對していかなる対策を有せらるるか、滞貯三万俵をいかに処理されようとするのでありますか、これに對してしかるべき御用意があるかどうか、これについて明確なる御答弁を煩わしたいのであります。

第三に、なお春糸の購入資金について政府はスタンプ手形制度を存続せしめ、全手形による融資限度額を昨年度と同様八五%を認めらるる意思ありやいなや、これをも伺いたいのであります。また横浜・神戸金融機関における別約制度に対し、日本銀行をして特別の優遇措置を講ぜしめることができるかいなか、これをも伺いたいのであります。

第四に、政府はこの際蚕糸、絹業に関する統制は全面的にこれを解除し、桑苗、蚕種、繭、副蚕糸、生糸、玉米、絹製品等蚕糸に関する一切の物資はすべてこれを自由販賣に帰せしむる方針を有せられるやいなや、これをも伺いたいのであります。

第五に、單一爲替レート設定に伴う蚕糸業のわが國における重大性は、いまさら申し上げるまでもないことではあります。戦争のために非常な打撃を受けました蚕糸業も、戦後や回復の一途をたどつて参ったのであります。が、経済九原則のもとに爲替レートを一本にせねばならないといふ立場になりまして、非常に重大なる危局に突入いたしましたのであります。御承知の通り蚕糸業におきましては、特に四百二十四の爲替レートを定めまして、これまで價格が制定されておつたのであります。が、今回これが三百六十四と一百二十四の爲替レートを定めまして、今日まで價格が制定されておつたのであります。が、今回これが三百六十四と一百二十四の爲替レートを定めまして、今日よります。
この場合に再確認されるやいなか、それをも養蚕家のために確かめておきますのは、五千六百掛、四百二十円のレートによつて購入せられました製糸業の原料並びに現在製糸業が絹糸とし

價安定施設の実現をはからんとする御意見ありやいなや、これについても御

以上は、私がこの場合お尋ねしたいと思います。第一の問題は、この六万俵の糸をどういうふうに処理するかという問題であります。第二には、九原則に基づいて爲替レートが三百六十円に決定いたしました以上、今後蚕糸業全般の經營を自立を期するにつきまして、わが

あります。

四百二十円のレートが三百六十円のレートになりましたがために、この損失に對してどういうふうに処理するかという問題であります。これは申し上げるまでもなく財政安置がいるのであります。この問題につきましては、政府は自下慎重にその計画を進めておりました。ところが、この問題打開の政策を発表されなくて、ここしばらくの猶予をいたしましたが、政府といたしましては、肥料をさらに増配いたしますと、多収量の蚕絲を奨励いたしますとして、蚕絲の能率を今日以上に上げて行きたいと考えておるのであります。

また製糸企業の上におきましても、五箇年計画に基きまして相当企業の整備もできたのでありますけれども、産業の増産が計劃通り進捗いたしません。く、レートの決定はあらゆる産業に影響を及ぼすこと重大であります。が、蚕糸業の上において、まず春蚕家の立場であります。春蚕業者が今後春蚕を継けて行くかどうかといふことであつて、春蚕の経済的損失と打撃を緩和するため、政府はこの際春蚕の業税の撤廃、絹織物消費税の軽減を実現される意思ありやいなや。また飼育費と資材の加配について、春糸業の重大性から、どうしてもこの難局を切り開いて行かなければならぬのであります。が、第一に問題となるのは、春糸業のための確かめておきますのは、五千六百掛、四百二十円のレートによつて購入せられました製糸業の原料並びに現在製糸業が絹糸としましては、生産費の切詰め、いわゆる企業の合理化をまず第一に取上げて行かなければなりません。

今日全国の平均反収は八貫目ないし九貫目であります。桑園が、食糧増産のために非常な迫害を受けまして、肥料の配給も少くせられまして、桑園が荒廢に陥つて、従つて反当り收穫が落ち込めたのであります。が、政府におきましては、この際肥料の増配を統めまして、一反当りの收穫額を増加して、蚕絲業の上におきまして労力の節約をいたし、共同的な飼育によつてできるだけ労力を節約いたして行くこと、これが春蚕業者自身の考へることであります。が、政府といたしましては、肥料をさらに増配いたしますと、多収量の蚕絲を奨励いたしますとして、蚕絲の能率を今日以上に上げて行きたいと考えておるのであります。

しかし、春蚕の業税の撤廃と春蚕業者自体の問題であります。が、機械の機械の設備の改善等まだ残された面があらうと思いますが、レート設定の今日は、できるだけ生産費の低下に努力せねばならぬと思ふのであります。政府はこの方面に對して今後特別の指導をいたして行きたいと考えておるのであります。

しかし、さらにに今日の春糸業の状態から見まして、あらゆる部面に統制

の通り委員会の審査を省略して繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第十五、遺族援護に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。青柳一郎君。

遺族援護に関する決議案

遺族援護に関する決議案

戦死した者の多くは好んで戦場に出たものではない。終戦後すでに四年、その遺族は、戦争を憎悪し、和平を希求し、國家の平和的再建を念願している。しかしこれらの遺族に対する國家の待遇は他の戦争犠牲者に対する援護に比して冷淡を極めている。

今や遺族の多くは、精神的に、物質的に窮境のどん底に陥り、殊に、弱き女手にいたい子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し、生活苦と戦い、いばらの途をよろめきながら歩んでおり、人道上これを放置するに忍びないものがいる。

今や遺族の多くは、精神的に、物理的に窮境のどん底に陥り、殊に、弱き女手にいたい子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し、生活苦と戦い、いばらの途をよろめきながら歩んでおり、人道上これを放置するに忍びないものがいる。

今や遺族の多くは、精神的に、物理的に窮境のどん底に陥り、殊に、弱き女手にいたい子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し、生活苦と戦い、いばらの途をよろめきながら歩んでおり、人道上これを放置するに忍びないものがいる。

今や遺族の多くは、精神的に、物理的に窮境のどん底に陥り、殊に、弱き女手にいたい子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し、生活苦と戦い、いばらの途をよろめきながら歩んでおり、人道上これを放置するに忍びないものがいる。

今や遺族の多くは、精神的に、物理的に窮境のどん底に陥り、殊に、弱き女手にいたい子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し、生活苦と戦い、いばらの途をよろめきながら歩んでおり、人道上これを放置するに忍びないものがいる。

今や遺族の多くは、精神的に、物理的に窮境のどん底に陥り、殊に、弱き女手にいたい子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し、生活苦と戦い、いばらの途をよろめきながら歩んでおり、人道上これを放置するに忍びないものがいる。

今や遺族の多くは、精神的に、物理的に窮境のどん底に陥り、殊に、弱き女手にいたい子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し、生活苦と戦い、いばらの途をよろめきながら歩んでおり、人道上これを放置するに忍びないものがいる。

今や遺族の多くは、精神的に、物理的に窮境のどん底に陥り、殊に、弱き女手にいたい子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し、生活苦と戦い、いばらの途をよろめきながら歩んでおり、人道上これを放置するに忍びないものがいる。

○青柳一郎君 登壇
本決議案は厚生常任委員会の小委員会におきまして検討審議の結果でき上つたものであります。まず本決議案を朗読いたします。

〔青柳一郎君登壇〕
○青柳一郎君 本決議案は厚生常任委員会の小委員会におきまして検討審議の結果でき上つたものであります。まず本決議案を朗読いたします。

戦争に出たのは、多く國家の強制による公務である。戦死者の多くは公務による死亡者であることは言をまたぬところであるが、政府は改めてここにこの事実を確認するとともに、これに伴い速かに遺族に対する次の如き援護方策を樹立し、物心両面にわたる救済の方途を講じ、これが急速なる実現に努め、その結果につき、次期國会において、本院に報告すべきである。

一、戦死者に対する葬儀その他の行事につき、一般文民同様の取扱とすること

二、遺族年金又は弔慰金を支給すること

三、生活保護の基準額を眞に入たるに値する生活をなし得る程度まで即時引き上げ、特に老人、婦女子の家庭の生活の確保を図ること

四、子女の育英に対し特別の考慮を拂うこと

五、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

六、授産所、母子寮及び保育所を増設すること

七、その他課税、農地及び供出等の問題に関して、老人、婦女子の家庭の特殊事情を充分考慮して、適当の改正を行ふとともに、その実施上円滑を期すること

八、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

九、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十一、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十二、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十三、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十四、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十五、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

遺族援護に関する決議案

二、遺族年金又は弔慰金を支給すること

三、生活保護の基準額を眞に入たるに値する生活をなし得る程度まで即時引き上げ、特に老人、婦女子の家庭の生活の確保を図ること

四、子女の育英に対し特別の考慮を拂うこと

五、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

六、授産所、母子寮及び保育所を増設すること

七、その他課税、農地及び供出等の問題に関して、老人、婦女子の家庭の特殊事情を充分考慮して、適当の改正を行ふとともに、その実施上円滑を期すること

八、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

九、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十一、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十二、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十三、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十四、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十五、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十六、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十七、その他課税、農地及び供出等の問題に関して、老人、婦女子の家庭の特殊事情を充分考慮して、適当の改正を行うとともに、その実施上円滑を期すること

十八、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

十九、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

二十、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

二十一、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること

しかも遺族は、死んだ人のためにも平和を再建することをその眞意と感じ、心よりこれを願しておるのであります。しかるに、これらの遺族に対する援助に比べまして冷淡をきわめておるのであります。最近に至りまして、この弱い遺族の中からも次第に声があががつて來たのであります。ほんとうに精神的に物質的にせつば詰つて來たからであります。今にして遺族援護のためにでき得る限りのあたたかき措置を講ずるにあらざれば、何どき乱を好むに至るやもばかり知れないのであります。

戦争において戦死した者の中の多くは、好んで戦場に出て来たものではない。國家の強制によつて徴兵せられたものであります。當時の國家の要請によつて、その愛する肉親と離れ、家を捨てて、あるいは國土を外にして、あの悲惨な戦争を戦つたものでありまして、戦争に出たのは、當時の國家の公務としてあることは言をまたないのであります。戦争に出たのは、當時の國家の公務としてあることは言をまたないのであります。戰死者は、この公務のために倒れたものであります。私はここに、政府はあらためて戦死者の多くは公務による死亡者であるという明白な事實を確認聲明せられんことを、まず要求するものであります。

しかして、國家の要請による公務であつた以上、國家はこれに對して待遇あるべきであります。その残された遺族に對して國家として待遇に遺憾なきを期すべきであります。現在未復員者の家族には給與が與えられております。

民主主義の政治が布かれれておる世の中といえ、政治は、なお弱い、苦しむ傷痍軍人の恩給も増額せられました。これらの人々は、それだけで生活すること

が困難でありますので、そのほかに生

活保護法による保護を受けておるのであります。

かかるに、遺族に與えられるのは、ただ生活保護法による保護のみであります。私は、遺族にも未復員者家族、傷痍軍人と同様に特別

援護の手が差し延べるべきであると信ずるのであります。

私は、この点に關する要求を物質的な面からのみいたすのであります。

遺族に對してかかる恩典が與えられる

ということによつて社会が遺族を人並に扱つてくれるのあります。遺族は、その愛する内親の死没が公務によるものであることを明白に承知して心労むのであります。現在戰没者に対する葬儀、慰靈祭等の儀式、行事には、

村長、村委会員とかいうような公職を持つておる者の列席、弔辭の朗誦、花輪の贈呈等は、たとい私人の資格においても許されないのであります。このことは、小学校の生徒の間に、村人の間に、しかしてこれらの遺族を援護すべき村の有力者の間にさえ遺族を戰犯者視する傾向を次第に助長しつつあります。戰死した者の多くが、戰場に出たのは國家の強制によるのであります。しかし、その残した遺族は如何に戦場において働いた者でもなく、惡事を行つておらないのであります。私は斯じて遺族を冒険者にしたくない。これいかにかして戰死者に対する葬儀その行事につきまして一般文民に対するそれと同様程度の取扱いをすることによつて、遺族を戰犯者視する傾向を拂いたいのであります。政府の方の実情に應じての熱心なる折衝と措

置を切に望むのであります。

遺族の特殊性として老人、婦女子が多いであります。それだけ生活力が足らぬのであります。多くの遺族の生活は悲惨を極めています。現在の生活保護法の基準として與えられておるものには飲食費が實にその八五%を占め、石鹼などは年に一人当たり一箇半に足らない。これで洗濯をし、身体を洗うのであります。入浴は月二回、住居については五人世帯で六畳間一室という計算であります。しかも、これに取り入れられております品目の價格は、多くは昨年三月現在のものであります。

政府は一日もすみやかにこれが改訂を行つて、少くとも人たるに値する最低の生活をなし得る程度まで引き上げられるとともに、声を立てない、遠慮が講ぜらるべきであります。

現在の米麦などの供出の事前割当は、婦人、老人の労働力は男子のそれ

であります。(拍手)一刻も早く國家的救済実現の手を差延べられんことを切

がないのであります。厳しい供出に應するため、これらの家庭は人を雇わねば相ならぬであります。また主人が死沒すれば、農地調整法第九條によると同等に見られ、その間に何等の差別がないのであります。

自分の血を賣りながら子供を生かさなければならぬところまで來てしまつたと、長野縣南佐久郡の未亡人会は訴

えております。戰時中より耐乏生活を続けて参りました日本の母が、一日に三回、百グラム五百円の血を賣つてお

りましたらば、生命的の危険は疑う余地

ともに、何とぞ滿場一致御賛同を與えられることをこいねがうものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 本案については討論の通告があります。この發言を許します。堤ツルヨ君。

(堤ツルヨ君登壇)

○堤ツルヨ君 大まかに上程されましたところの決議案に対し、わが日本社

会党は双手をあげて賛意を表するものであります。(拍手)一刻も早く國家的救済実現の手を差延べられんことを切

立上り得ないのは当然であります。

第一は、働き手を失った婦女子、老人家庭は最も大きな戦争犠牲者であると

いうことであります。同じ戦争犠牲者と同等に見られ、その間に何等の差別がないのであります。

にも、働き手の夫やむすこの帰つた家庭はまだしもであります。泣けど叫べど帰らぬ老人、婦女子の遺族がどうし

ても立上り得ないのは当然であります。

しきようまでこれらの母子が生きて

来たこと自体が不可思議でござい

ます。(拍手) 関係方面よりの無差別平

等の取扱いの指令のもとに、むしろ戦

争のため地ならしを必要としたしま

す。戦争犠牲のどここを是正するこ

となく、いたずらに文化國家と永遠の

受けられなかつたことはまつたく遺憾

あります。およそ建築をいたしました

施設をとらるべきであります。

戦争のために死亡した者の数は約二

百万人、遺族の数は五百万人に及んでおりましたよう。しかも、この遺族援護の措置をとらるべきであります。

道は、母子のみの困窮家庭、未亡人問題の解決にも通ずるのであります。政府はよろしく國民協力、平和國家樹立のため、眞に遺族の身になつて、すみやかに物心両面にわたる救濟の方途を講じ、これが急進なる具体的実現に努め、その結果につき次期國会において本院に報告すべきであります。

私は、ここに國会において遺族援護のための決議案が初めて上程せられ得るに至つたことを衷心より喜びますと

決議事項に対する結果を政府は答えられることになつておりますので、その実現の近きを信じて疑ひません。窮屈せられたる婦女子、老人家庭は、かけの

第二は、子女の育英はこれを全額國庫負担となさるべきであります。今日の生活保護法による義務教育学費の補助は月額五百六十円でありまして、あま

照らして、その目的を達しません。なおかつ上級学校に進み得る能力ある優秀児に対しましては、どこまでも進学の道を講ぜられたいのであります。遺児なるがゆえにあたら人材の埋もれることを遺憾いたします。

第三は、生活苦にあえぐ乏しい親子の切実なる要求であるところの母子寮、保育所、授産場の総合的な國家公営の充実と拡充であります。これにつきましては、過日の児童福祉法の一部を改正する法律案に対する賛成討論の節、希望條件として私の述べました通り、働くに働くぬ子供をかかえた未亡人の現状の解決は、子供を安心して預けて働ける施設以外にはないのであります。中間搾取をされるところの現在の授産場、三つがばら／＼の施設、三日にあげず仕事がなくて休まなければならぬ現在の悲しさは、今日や明日のパンに追われている未亡人親子を救つております。何とぞ厚生省当局の熱意ある積極策を切に願うものであります。

第四は職業の補導、あつせんであります。技能を獲得し、おそまきながら資格を得ようとしておりますけれども、生活に追われて、今日その目的をどうしても達しません。この間國家が生活を扶助し、子供を預かり、職業の補導をなすべきであります。明けても暮れても要保護の立場に置くよりも、子供が成人するまで細々ながら自活し得るところの母子家庭にしてやつていただきたいのであります。なお業者に押され職業が思うにまかせません。遺家族独得の事業のあつせんを、省みずからがなさるべきであります。

第五は、働く老人、婦女子への課税は、その能力のいかんにかかわらず、法外なやみ利得者でない限り免税されてしまうべきであります。夫を國に捧げて雄々しくも自立する、か弱き女の力一ぱいの所得に対して免稅のないということは、何たる血も涙もない政治でありましようか。(拍手)また農業に従事するところの婦女子に、その労働賃金をも考えないとところの供出、これはとくと考えて是正さるべきであります。

最後に第六点として強調いたしますのは、今回の行政整理による首切り

〇議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、生田

和田君外三十名提出、選挙法改正に関する特別委員会に關する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略

してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

三 議長は、本委員会の申出により必要があると認めたときは、調査員、事務員等を臨時に任命し、その報酬を決定することができます。

四 本委員会に要する経費は、第六回國会召集の日まで月平均二十万円以内とし、委員長又は委員長が指定する理事の請求により議長が支出させる。

四 内閣は前項の経費につき速かに予算的措置を講ずるものとする。

右決議する。

〔國務大臣林謹治君登壇〕

○國務大臣(林謹治君) ただいま上程になりました遺族援護に關する決議に對しまして、政府の考え方を申し上げておきます。

〔國務大臣林謹治君登壇〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、生田

和田君外三十名提出、選挙法改正に関する特別委員会に關する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略

してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

三 議長は、本委員会の申出により必要があると認めたときは、調査員、事務員等を臨時に任命し、その報酬を決定することができます。

四 内閣は前項の経費につき速かに予算的措置を講ずるものとする。

右決議する。

〔生田和平君登壇〕

○生田和平君 ただいま議題となりました選挙法改正に関する特別委員会に關する決議案の提出者を代表いたしまして、本決議案の趣旨を簡単に御説明申し上げたいと思います。まず本決議案文を朗讀いたします。

○議長(幣原喜重郎君) 選挙法改正に関する特別委員会に關する決議案

一 本委員会は、國民の代表機関たる國会並びに地方公共團體の議會の機能を最高度に發揮し、民主主

は、衆參兩厚生委員会の協力のもとに、衆參兩院婦人議員二十三名が超党派的に結束して、懸命なる運動を開いたしておるのであります。ほとんど全議員の賛同を得られるかと思うくらい理解ある御承諾を得て、非常に喜んでおるのでございます。國民の選良みづからがます先頭に立つて輿論を喚起し、弱き者のために努力を惜しまぬといふところを見せていただきたいのであります。どうかよろしく……。(拍手)

二 本委員会及びその小委員会は、議の御趣旨を十二分に体得いたしまして、そのすみやかな実現に最大の努力を拂うことなく奮い上げる次第であります。(拍手)

選挙法改正に関する特別委員会に關する決議案(生田和平君外三十名提出)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

三 議長は、本委員会の申出により必要があると認めたときは、調査員、事務員等を臨時に任命し、その報酬を決定することができます。

四 本委員会に要する経費は、第六回國会召集の日まで月平均二十万円以内とし、委員長又は委員長が指定する理事の請求により議長が支出させる。

五 本委員会及びその小委員会は、議の御趣旨を十二分に体得いたしまして、そのすみやかな実現に最大の努力を拂うことなく奮い上げる次第であります。(拍手)

六 本委員会は、國民の代表機関たる國会並びに地方公共團體の議會の機能を最高度に發揮し、民主主

議の原理に基く國民政治の發達を図るため、選挙制度全般の整備確立に関する調査をなし、その結果に基いて、法律案を起草し、第六回国会の初めにこれを報告するものとする。

二 本委員会及びその小委員会は、國会の会期中たると休会又は閉会中たるとを問わず、必要と認めた場合には、開会することができる。又本委員会及び小委員会は、何時でも必要な報告、記録等の提出又は証人の出頭を求めることができる。

三 議長は、本委員会の申出により必要があると認めたときは、調査員、事務員等を臨時に任命し、その報しゆうを決定することができ、本委員会に要する経費は、第六回国会召集の日まで月平均二十万円以内とし、委員長又は委員長が指定する理事の請求により議長が支出させる。

四 内閣は前項の経費につき速かに予算的措置を講ずるものとする。

御承知の通り、去る四月二十一日、本議場におきまして選挙法改正に関する特別委員会が設置せられたのであります。申し上げるまでもなく、國民の代表機関たる國会並びに地方公共團體の議会等の機能を最高度に發揮いたしまして、民主主義の原理に基く國民政治の發達をはかるために選挙制度全般にわたる整備確立に関する調査立案等をなすにあるのであります。

わが選挙法は、終戦直後、昭和二十

年の暮に大改正以來数次の改正が行われ、またその間施行せられましたが、数回にわたる選挙の実際等にかんがみまして、その選挙制度の改善整備のため調査及び法律案の起草等の事業は完全に実施するためには、本委員会は、國会の会期中たると休会または閉会中たるとを問わず、自由に開会いたしましたて、その運営の活発化をはかり、かつまたその調査立案等に関連する事務機構の整備充実を期するがあると思ふ次第であります。これが本決議案の要旨であります。何とぞ御賛成あらんことを切望いたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありません。よつて本案は可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

海陸貨物運賃調整に関する決議案 (星島二郎君外二十九名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、星島二郎君外二十九名提出、海陸貨物運賃調整に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

海陸貨物運賃調整に関する決議案を完全に実施するためには、本委員会は、國会の会期中たると休会または閉会中たるとを問わず、自由に開会いたしましたて、その運営の活発化をはかり、かつまたその調査立案等に関連する事務機構の整備充実を期するがあると思ふ次第であります。これが本決議案の要旨であります。何とぞ御賛成あらんことを切望いたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありません。よつて本案は可決いたしました。

右決議する。

さきに國鉄の独立採算制を堅持いたしました建前から、國会は國有鐵道旅客運賃の六割値上げを決定いたしたのであります。ところが、當時懸念をいたされておりました事態が早くも現実の姿となつて、最も憂慮すべき事態が発生いたしましたのであります。それは低率な官業が不当に民業を圧迫している実態を調査し、直にこの不公正な事態を改善する措置を講ずべきである。

なお、このような不公正な貨物運賃体系が正常の事態に復帰するまで競争入札制を一時停止すべきである。

右決議する。

さきに國鉄の独立採算制を堅持いたしました建前から、國会は國有鐵道旅客運賃の六割値上げを決定いたしたのであります。ところが、當時懸念をいたされておりました事態が早くも現実の姿となつて、最も憂慮すべき事態が発生いたしましたのであります。それは低率な官業が不当に民業を圧迫している実態を調査し、直にこの不公正な事態を改善する措置を講ずべきである。

○關谷勝利君 ただいま上程に相なりました海陸貨物運賃調整に関する決議案に対しまして趣旨弁明をいたしたいと存じます。まず案文を朗読いたします。

〔關谷勝利君登壇〕

○關谷勝利君 ただいま上程に相なりました海陸貨物運賃調整に関する決議案に対しまして趣旨弁明をいたしたいと存じます。まず案文を朗読いたします。

海陸貨物運賃調整に関する決議案 (案)

政府は、國鉄並びに船舶運営会の貨物運賃が政策を加味した低率運賃であるのに対し、機帆船の貨物運賃が採算運賃であるために、名目上率な官業が不当に民業を圧迫している実態を調査し、直にこの不公正な事態を改善する措置を講ずべきである。

なお、このようないい不公正な貨物運賃体系が正常の事態に復帰するまで競争入札制を一時停止すべきである。

右決議する。

さきに國鉄の独立採算制を堅持いたしました建前から、國会は國有鐵道旅客運賃の六割値上げを決定いたしたのであります。ところが、當時懸念をいたされておりました事態が早くも現実の姿となつて、最も憂慮すべき事態が発生いたしましたのであります。それは低率な官業が不当に民業を圧迫している実態を調査し、直にこの不公正な事態を改善する措置を講ずべきである。

以上申し述べたところによりまして、運賃界のアンバランスの現況、原因を究明いたしますると、次の二つに要約できるのであります。すなわち、一方において國有鐵道並びに船舶運営会は厖大な國家の予算措置によつてまかねられ、かつそれへ低物價政策なる國家の要請によつて、その運賃が不當

に安くくぎづけされておるのであります。他方自営の機帆船業者のそれは、過去においてもそうであつたが、國家の予算的裏づけはもちろん、その他一切の政府補償から閉め出されておるの

であります。

經濟九原則が実施されまして以來、各公團は經濟九原則に名をかりて、かつ現在の不手きわな運賃ベースの間際に乗じまして、最も安價な輸送機關の選択に狂奔しておるのであります。端的に申しますれば、いわゆる大荷主は、荷物の輸送をなさんとするにあたりましては、政策的に最も安い鉄道に輸送を依頼し、それができない場合、次にまた政策的に安い運營会の汽船に頼り、國鐵、運營会の双方から閉め出されたものが切めて機帆船に荷物をまわすというふうになつておるのであります。それで、幾回も指摘いたしますが、その間に政府の手厚い庇護があるとかないかといふ一切の事実は考慮に入れておらないのであります。將來、幸いGHQの好意によりまして外航配船が許可された場合を仮定いたしませばならば、貿易外收入の源泉こそは大型鋼船であり、しかしこれら大型鋼船の外航配船後におきまする國內沿岸輸送の担当者は、実に機帆船をおいてはいいのであります。

以上、アンバランス運賃の影響及び

これが改善の緊急性について述べた次第でありますするが、これが改善方法はしからばいかんと申しまするならば、まず考へ得られますする事柄は、基本的な考え方いたしまして、第一、國鐵運賃を二・三倍とする。第二、船舶運營会の大形鋼船運賃を一・八倍、小型鋼船

運賃を二倍とする。第三、機帆船運賃を二倍と/or。貨物運賃を値上げすることに対しまする反対の理由は、これが物價に影響すると申すのがその主要なる理由でありまするが、かくのごとにいたしましたなれば、機帆船以外の國家機關の收入はそれ／＼それだけ増加するはずでありますから、その余剩収入を合算いたしましたものを、かりに運賃調整基金と名づけまして、この基金の中から、いわゆる重要物資に対しまして値上げ分相当額を還元いたしますなれば、少くとも運賃引上げによつては安定帶物資並びに重要物資の物價には影響を與えなくて済むのであります。

またこれは、最近われ／＼が調査いたしたことありまするが、國鐵、すなわち鐵道總局におきましては、その自家用炭の海上輸送の請負契約にあたりまして、從來年間運營会に約二百八十万トン、機帆船に九十万トンを、随意契約の形式をもつて請負わしめて來たのでありまするが、本二十四年度におきましては、九原則による独立採算実施のために、一・四半期ごとに競争入札制をもつてこれを競落せしむることをいたしておるのであります。しかも不當にも、先に述べた國家補償の御批判を得たいと存ずることがあります。それは、かくも不当の取扱いを受けて、黙々と國家の最も強く要請する重要な物資の輸送に当つてまいりまして、それでもなおこの際申し上げまして議員各位の御批判を得たいと存ずることがあります。それは、かくも不当の取扱いを受けて、黙々と國家の最も強く要請する重要な物資の輸送に当つてまいりまして、機帆船業は、わが國沿海の特殊な事情から興るべくして興つた産業、いわゆる中小企業とも称すべきものであります。機帆船業は、わが國沿海の特殊な事情として、民族産業と申しますか、零細資本の集積であります。しかも特筆大書すべきは、この種産業は、現在補助金とか、助成金とか、あるいはいかなる名目にして、國家から一銭、一厘の補助を受けずして、独立で今日を守り、その個々の実体は弱小産業ではあります。が、結集すれば國鐵の輸送力に比肩すべき輸送実力を持つておりまするが、それは、やはり實力を持つておりまして、運賃の不合理と燃料油割当削減という両面の圧迫攻撃を受けて氣絶奄々たる機帆船を救う道は、申し上げるまでもなく、すみやかに運賃体系の正常化に向つて善処努力を傾倒する。と同時に、運賃体系が正常に復帰するまで無事の彼の死を早めないためにも、何よりも

した航路を、入札発表に先だち、ほどんど全量をあらかじめ國鐵輸送に振りあります。さらに詳細に述べますれば、たゞいま述べた機帆船全体の割当量のうち、主として石炭輸送に從事している中央機帆船事業者に対する割当は、四月に比して実に半減という、想像いたしましたあかつきには当然競争苦しむ点であります。

このようないい不公正なる競争があらゆる面から見て当然排除されるべきことは、ただいま説明したところにより、これ以上鬱言を要しないのであります。まして、これは當國会といたしましては、すみやかに院議をもつて警告を發せなければならぬと存するものであります。もちろん、運賃の基盤的体系が確立いたしましたあかつきには当然競争入札を実施すべきであることは、ここに言うまでもないと存するものであります。もろん、運賃の基盤的体系が確立いたしましたあかつきには当然競争入札を実施すべきであることは、ここに言うまでもないと存するものであります。しかし

が、現状のごとき事態のもとにありますればならないこと存するものであります。もちろん、運賃の基盤的体系が確立いたしましたあかつきには当然競争入札を実施すべきであることは、ここに言うまでもないと存するものであります。しかし

しては、第二・四半期以降においてもなおかつかかる種類の競争入札を実施する意図ありとするならば、絶対にとて、機帆船業者が致命的打撃を受けることはもちろんあります。しかもこのことは、國家全体から見ますれば、現状の割当率の減少となる見込みであります。またこの場合公團が炭鉱から買いたげる量は、五月中には十一万四千トントン、六月中には十四万トンをそれ／＼炭鉱供給は、その配当量に対しまして三〇%の減少となる見込みであります。またこの場合公團が炭鉱から買いたげる量は、五月中には十一万四千トントン、六月中には十四万トンをそれ／＼炭鉱供給は、その配当量に対しまして三〇%の減少となる見込みであります。

以上述べたところによりまして、運賃の不合理と燃料油割当削減という両面の圧迫攻撃を受けて氣絶奄々たる機帆船を救う道は、申し上げるまでもなく、すみやかに運賃体系の正常化に向つて善処努力を傾倒する。と同時に、運賃体系が正常に復帰するまで無事の彼の死を早めないためにも、何よりも

前に機帆船業者に対し、少くとも過去一年年月割平均割当量一万一千三百キロを下まわるようなことなく割当を彼らの死を早めないためにも、何よりも

それを業者をして希望を持つて輸送力増強、ひいては産業復興に寄與せし

ます。すなわち、四月には一万四百九十五キロの割当に対しまして、五月が七千四百九十五キロ、六月が七千キロが

めることとが最も肝要である」と信じて疑はないのであります。

何とぞ政府当局はこの事態に対し適切なる措置を講ずるよう強く要望いたしますとともに、全員の御賛同と御支援をお願いいたしまして趣旨弁明といたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ

つて本案は可決いたしました。(拍手)

この際運輸大臣より発言を求められております。これを許します。運輸大臣大屋晋三君。

〔大屋晋三君登壇〕

○國務大臣(大屋晋三君) ただいま上程可決されました運賃問題につきまして、実は政府といたしまして、海陸運賃の不均等を是正いたしましたために、貨物運賃の値上げに対しまして努力をいたしたのでござりますが、今回の予算措置におきまして、その実現を見るに至らなかつたのはまさに遺憾でございますが、今後も政府としては、実態をよく把握いたしまして善処いたします。

なお機帆船の問題につきましては、ただいまの趣旨弁明の中にもあります通り、鉄道用の石炭の競争入札といふ制度のかわりましたこと並びに機帆船に供給に相なります油が非常に減つたということと、特に中央機帆船が非常な痛手をこうむつておることは、まことに憂慮にたえないところでござります。これまた政府といたしましても、あらゆる角度から実相を研究いたしました。

しまして善処いたすつもりであります。(拍手)

第七条 獣医師法案内閣提出

○議長(幣原喜重郎君) 日程第七、獣医師法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長小笠原八十美君。

黙医師法案

目次

獣医師法

第一章 総則(第一條、第二條)

第二章 免許(第三條、第九條)

第三章 試験(第十條、第十六條)

第四章 業務(第十七條、第二十

三條)

第五章 獣医師免許審議会(第二

十四條、第二十六條)

第六章 執罰(第二十七條、第二

十九條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、獣医師の技能の最高水準とその業務の適正とを確保し、もつて畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄與することを目的とする。

(名称禁止)

第二條 獣医師でない者は、獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第三條 獣医師になろうとする者は、獣医師國家試験に合格し、且つ、千円をこえない範囲内において省令で定める手数料を納めて、

農林大臣の免許を受けなければなりません。(免許を與えない場合)

第四條 左の各号の一に該当する者には、前條の免許を與えない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

四 不具の者であつて獣医師としての業務を行うのに支障があるもの

五 罰金以上の刑に処せられた者

六 前号に該当する者を除く外、獣医師道に対する重大な背反行爲若しくは獣医事に関する不正の行爲があつた者又は著しく德性を欠くことが明らかな者

七 前項各号の一に該当する者から免許の申請があつたときは、農林大臣は、獣医師免許審議会の意見をきいて免許を與えるかどうかを決定しなければならない。

(獣医師名簿)

第六條 農林省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証)

第七條 第三條の免許は、獣医師名簿に登録することによつて與えられる。

2 農林大臣は、第三條の免許を與えたときは、獣医師免許証を交付する。

(試験の目的)

第十條 獣医師國家試験は、家畜の診療上必要な獣医学並びに獣医師として具有すべき公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十二条 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師國家試験を受けることができない。

一 正規の大学において獣医学の四年以上にわたる課程を修め、これを卒業した者

(受験資格)

第十三条 獣医師免許審議会は、獣医師國家試験に合格した者の名簿を農林大臣に提出しなければならない。

第十四条 獣医師國家試験に関する不正の行爲があつたときは、獣医師免許審議会は、当該不正行爲に關係がある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

官報号外 昭和二十四年五月十五日

(受験手数料)
第十五条 獣医師國家試験を受けようとする者は、千円をこえない範囲内において省令で定める手数料を納めなければならない。

(試験科目等)
第十六条 獣医師免許審議会は、試験期日の四箇月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林大臣に報告しなければならない。

農林大臣は、試験期日の三箇月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

(診療簿及び検案簿)
第二十條 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければならない。

2 獣医師は、前項の診療簿及び検案簿を三年間保存しなければならない。

3 農林大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、所属の官吏又は吏員に、獣医師について、診療簿及び検案簿を検査させることができる。

4 前項の規定により検査する場合には、当該官吏又は吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(届出義務)
第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬若しくは生物学的製剤の投與若しくは生物學的製剤の投與してはならない。

(診断書の交付等)
第十九條 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬若しくは生物學的製剤の投與若しくは生物學的製剤の投與してはならない。

(獣医師の業務)
第十七条 獣医師でなければ、家畜(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫及び鶏をいう。)の診療を業務とすればならない。

(業務)
第四章

(家畜診療業務の制限)
第十九條 獣医師でなければ、家畜

(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫及び鶏をいう。)の診療を業務とすればならない。

(診断書の交付等)
第十九條 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇

毒薬若しくは生物學的製剤の投與若しくは生物學的製剤の投與してはならない。

(診断書の交付等)
第十九條 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇

毒薬若しくは生物學的製剤の投與若しくは生物學的製剤の投與してはならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出

(廣告の制限)

第二十三條 獣医師は、その業務に関する事項を廣告してはならない。

第二十四條 獣医師國家試験に関する事項その他この法律によりその権限に属させられた事項を處理させるため、農林省に獣医師免許審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置)
第五章 獣医師免許審議会

第三農林大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、所属の官吏又は吏員に、獣医師について、診

療簿及び検案簿を検査させることができる。

4 前項の規定により検査する場合には、当該官吏又は吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(委員)
第二十一条 獣医師は、毎年十二月三十日現在におけるその氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林大臣に届け出なければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により審議会の委員を委嘱するときは、あらかじめ、省令で定める獣医師が組織する團体の意見をきかなければならぬ。

3 関係行政廳の職員
二 学識経験がある者

第二十二条 診療施設を開設した者は、その開設の日から十日以内に、当該施設の所在地を変更したときもまた同様とする。

八 第二十三条の規定に違反して廣告をした者

1 この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

2 昭和二十四年においては、第一條の規定にかかわらず、獣医師による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 この法律施行の際現に家畜の診療施設を開設している者は、この法律施行の日から三十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

4 獣医師法(大正十五年法律第五十三号。以下「旧法」という。)、獣医師法等の臨時特例に関する法律(昭和十五年法律第九十二号)及び獣医師法第二條の臨時特例に関する法律(昭和十七年法律第十八号)

5 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお從前の例による。

6 昭和二十五年三月三十一日までに旧法第一條第二項各号の一に該当する資格を得た者は、昭和二十五年六月三十日までは、獣医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。

7 前項に規定する者であつて自己の責に帰せられない事由により昭和二十五年六月三十日までに同項の規定により獣医師の免許を受けられることができない者は、その期間経過後でも昭和二十八年十二

一 第十七条の規定に違反して獣医師でなくて家畜の診療を業務とした者

1 この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

2 昭和二十四年においては、第一條の規定にかかわらず、獣医師による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 この法律施行の際現に家畜の診療施設を開設している者は、この法律施行の日から三十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

4 獣医師法(大正十五年法律第五十三号。以下「旧法」という。)、獣医師法等の臨時特例に関する法律(昭和十五年法律第九十二号)及び獣医師法第二條の臨時特例に関する法律(昭和十七年法律第十八号)

5 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお從前の例による。

6 昭和二十五年三月三十一日までに旧法第一條第二項各号の一に該当する資格を得た者は、昭和二十五年六月三十日までは、獣医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。

7 前項に規定する者であつて自己の責に帰せられない事由により昭和二十五年六月三十日までに同項の規定により獣医師の免許を受けられることができない者は、その

法の一部を改正する法律案、日程第五、經濟調査法の一部を改正する法律案、日程第六、統計法の一部を改正する法律案、右五案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括議題いたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長齊藤陸夫君。

総理府設置法案

総理府設置法

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 本府

第三章 内部部局(第五條—第九條)

第四章 外局(第十七條、第十八條)

第五章 職員(第十九條—第二十一条)

第六章 附屬機関(第十條—第十六條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、総理府の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともにその所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府を設置する。

第三條 総理府の長は、内閣総理大臣とし、総理府は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行すること。

(総理府の任務)
第三條 総理府は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行すること。
1 総理府の長は、内閣総理大臣とし、総理府は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行すること。

法の一部を改正する法律案、日程第五、經濟調査法の一部を改正する法律案、日程第六、統計法の一部を改正する法律案、右五案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括議題いたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長齊藤陸夫君。

三 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

を負う行政機関とする。

一 恩給、統計及び榮典に関する事務並びに新聞出版用紙の割当

二 各行政機関の施策及び事務の総合調整

三 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

四 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

五 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

六 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

七 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

八 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

九 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十一 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十二 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十三 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十四 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十五 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十六 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十七 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十八 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

十九 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十一 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十二 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十三 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十四 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十五 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十六 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十七 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十八 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

二十九 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十一 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十二 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十三 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十四 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十五 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十六 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十七 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

三十八 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を行うこと。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 総理府の公印を制定すること。

十三 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷について指揮監督すること。

十四 榮典を授與すること。

十五 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)及び市町村長の立候補禁止等に関する勅令(昭和二十二年勅令第三号)の施行並びにその統轄に関すること。

十六 財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に基き内閣総理大臣の権限に属する事務並びにその統轄に関すること。

十七 調査及び統計(統計局の所掌に属するものを除く)の一般項目に関すること。

十八 業務用資材、事務用品、研究用資料等を調達すること。

十九 勤務位、勤章に関すること。

二十 記章、ほう章その他の賞件に関すること。

二十一 外國の勳章、記章の受領及び着用に関すること。

二十二 前各号に掲げるものの外、総理府の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

二十三 大臣官房に属する事務の外、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條に定める内閣官房の所掌に属する事務をつかさどる。

二十四 大臣官房賞勅部においては、前項の事務の外、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十八條から第二十一号まで

恩給局

統計局

新聞出版用紙割当局

内閣総理大臣官房

賞勅部

製表部

人口部

経済部

農林部

財政部

文部省

内閣官房

内閣総理大臣

内閣

内閣官房

内閣総理大臣

内閣官房

十二 法令案の審査に関すること。

十三 各行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること。

十四 他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。

十五 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)及び市町村長の立候補禁止等に関する勅令(昭和二十二年勅令第三号)の施行並びにその統轄に関すること。

十六 財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に基き内閣総理大臣の権限に属する事務並びにその統轄に関すること。

十七 調査及び統計(統計局の所掌に属するものを除く)の一般項目に関すること。

十八 業務用資材、事務用品、研究用資料等を調達すること。

十九 勤務位、勤章に関すること。

二十 記章、ほう章その他の賞件に関すること。

二十一 外國の勳章、記章の受領及び着用に関すること。

二十二 前各号に掲げるものの外、総理府の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

二十三 大臣官房に属する事務の外、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條に定める内閣官房の所掌に属する事務をつかさどる。

二十四 大臣官房賞勅部においては、前項の事務の外、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十八條から第二十一号まで

に規定する事務をつかさどる。

第七條 恩給局においては、左の事務をつかさどる。

一 恩給制度に關し調査し、研究

二 恩給を受ける権利の裁定二関 し及び企画すること。

二 恩給を以て機種の規定に附すること。

四 恩給の支給及び負担に関する こと。

(統計局の事務)

統計局においては、左の事

務をつかさどる。

する統計調査の実施及び製表を行ふこと。

二 國の行政機關又は地方公共團

体の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。

三 統計職員の養成を行うこと。
四 統計技術の研究を行うこと。

日語抄行の本統治行

植
類

恩給審查會

交通事業調整審議會

卷之三

食糧政策審議會

教育刷新審議會

地方制度調査会

中央災害救助対策協議会
地方灾害救助対策協議会
都道府県災害救助対策協議会

官報另外

昭和二十四年五月十五日

衆議院會議錄第二十九號 總理府設置法案外四件

社会保障制度審議会	科学技術行政協議会法(昭和二十三年法律第二百五十三号)に基き日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の科学技術に関する調整に必要な措置を審議すること。
地方税審議会	地方税法(昭和二十三年法律第六十号)に基き地方税に関する審査を行すこと。
観光事業審議会	観光事業に関する基本的計画及びその他重要事業を調査審議すること。
引揚同胞対策審議会	引揚同胞対策審議会法(昭和二十三年法律第二百十二号)に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。
検察官適格審査会	檢察官適格審査会法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十三条第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。

官報号外

昭和二十四年五月十五日

衆議院会議録第二十九号

五八〇

宿 舍 審 議 会	國家公務員の國設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第一号)に基き内閣総理大臣の諮問に應じて國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他の重要な事項を調査審議すること。
-----------	--

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除くの外、政令で定める。

(外局)

第三章 外局

第十七條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、總理府に置かれる外局は、左の通りとする。

(外局の組織、所掌事務及び権限)
第十八條 前項の規定による外局の組織、所掌事務及び権限に関しては、他の法律に別段の定のあるものを除く外、それぞれ次の表の下欄の法律(法律に基く命令を含む。)又は政令の定めるところによる。

統計委員会	統計法(昭和二十二年法律第十八号)
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)
全國選舉委員會	全國選舉管理委員會設置法(昭和二十四年法律第一号)
國家公安委員會	警察法(昭和二十二年法律第一百九十六号)
公職貿易委員會	公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞書該當者の指定の特免に関する政令(昭和二十四年政令第三十九号)
外國爲替管 理委員會	外國爲替管理委員會令(昭和二十四年政令第五十三号)
宮內廳	宮內廳法(昭和二十四年法律第七十号)
特別調達廳	特別調達廳法(昭和二十四年法律第一号)
賠償廳	賠償廳臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)
行政管理廳	行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第七十七号)
地方自治廳	地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第一号)

3 第二十一條 前二條に定める職員の外、總理府に置かれる職員の任命、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。
(定員)
(その他の職員)
第二十二條 總理府に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國家公務員法第三條及び第一百八條の規定により、恩給制度が人事院において適用せられるに至つた場合においては、その限度において、恩給に関する事務及び権限は、總理府の所掌事務及び権限から除かれるものとする。
左の法令は、廢止する。但し、

選舉制度調査会	内閣總理大臣の諮問に應じて國会議員の選舉及び地方公共團體における選舉に関する制度について調査審議する
新聞出版用紙割当審議会	新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十四年法律第一百一十一号)に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。

宿 舍 審 議 会	國家公務員の國設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第一号)に基き内閣総理大臣の諮問に應じて國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他の重要な事項を調査審議すること。
-----------	--

宿 舎 審 議 会	國家公務員の國設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第一号)に基き内閣総理大臣の諮問に應じて國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他の重要な事項を調査審議すること。
外國爲替管理委員會	外國爲替管理委員會設置法(昭和二十四年法律第一号)
宮內廳	宮內廳法(昭和二十四年法律第七十号)
特別調達廳	特別調達廳法(昭和二十四年法律第一号)
賠償廳	賠償廳臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)
行政管理廳	行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第七十七号)
地方自治廳	地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第一号)

宿 舎 審 議 会	國家公務員の國設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第一号)に基き内閣総理大臣の諮問に應じて國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他の重要な事項を調査審議すること。
外國爲替管理委員會	外國爲替管理委員會設置法(昭和二十四年法律第一号)
宮內廳	宮內廳法(昭和二十四年法律第七十号)
特別調達廳	特別調達廳法(昭和二十四年法律第一号)
賠償廳	賠償廳臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)
行政管理廳	行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第七十七号)
地方自治廳	地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第一号)

宿 舎 審 議 会	國家公務員の國設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第一号)に基き内閣総理大臣の諮問に應じて國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他の重要な事項を調査審議すること。
外國爲替管理委員會	外國爲替管理委員會設置法(昭和二十四年法律第一号)
宮內廳	宮內廳法(昭和二十四年法律第七十号)
特別調達廳	特別調達廳法(昭和二十四年法律第一号)
賠償廳	賠償廳臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)
行政管理廳	行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第七十七号)
地方自治廳	地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第一号)

第十九條 連合國財産上の家屋等の譲渡に関する政令の一部改正

第二十條 連合國財産の保全等に関する省令の一部改正

附則

第一條 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項及び第三十條第六項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第六項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第六條 皇室經濟法（昭和二十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第四條第二項、第五條及び第八條第二項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第三條 宮内府法（昭和二十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の八條を加える。

第一條の二 宮内廳に、長官官房及び左の部局を置く。

第一條の三 長官官房においては、書陵部、式部職、東宮職、管理部

第一條の四 侍從職においては、侍從職、皇太子宮職

第一條の五 皇太后宮職においては、皇太子に關する事務をつかさどる。

第一條の六 東宮職においては、皇太子に關する事務をつかさどる。

第一條の七 式部職においては、左の事務をつかさどる。

第一條の八 書陵部においては、左の事務をつかさどる。

第一條の九 行政管理廳に關する事務をつかさどる。

第一條の十 人事院に關する事務をつかさどる。

第一條の十一 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

第一條の十二 前各号に掲げるものの外、宮内廳の所掌事務で他部局の所掌に屬さない事務に關すること。

第一條の十三 御璽國璽を保管すること。

第一條の十四 側近に關すること。

第一條の十五 内廷にある皇族に關すること。

第一條の十六 皇室會議及び皇室經濟會議に關すること。

第一條の十七 賦與及び受納に關すること。

- 二 職員の階級、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並みに教養及び訓練に關すること。
三 長官の官印及び廳印を管守すること。
四 公文書の接受及び發送に關すること。
五 職員の福利厚生に關すること。
六 調査及び統計に關すること。
七 行幸啓に關すること。
八 賦與及び受納に關すること。
九 皇族に關すること。
十 皇室會議及び皇室經濟會議に關すること。

左の事務をつかさどる。
一 儀式に關すること。
二 交際及び翻訳に關すること。
三 雅樂に關すること。

第一條の八 書陵部においては、左の事務をつかさどる。

第一條の九 正倉院に關すること。

第一條の十 陵墓を管理すること。

第一條の十一 公文書の編集及び保管に關すること。

第一條の十二 図書及び記録の保管、出納、複刻及び編集に關すること。

第一條の十三 人事院に關すること。

第一條の十四 法務廳に關すること。

第一條の十五 管理部においては、左の事務をつかさどる。

第一條の十六 皇室用財産その他の行政財産を管理すること。

第一條の十七 物品を管理すること。

第一條の十八 車馬に關すること。

第一條の十九 衛生に關すること。

第一條の二十 第二條を次のように改める。

第一項第一号、第四号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に關する事務をつかさどる。

第一項第五号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第七号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第八号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第九号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十一号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十二号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十三号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十四号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十五号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）の定めるところによる。

第一條の十六 宮内廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第一條の十七 第十二條及び第十三條を削る。

第一條の十八 行政監察委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第一條の十九 委員は、各行政機關の行政運営の監察を行い、長官に対しその結果を報告する。

第一條の二十 委員の任期は、二年とする。

第一條の二十一 委員は、予算の定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受ける。

第一條の二十二 委員は、再任されることができる。

第一條の二十三 第二條第二項中「人事委員会」を「人事院」に、「法務廳」を「法務府」に改める。

第一條の二十四 第一條中「総理廳」を「総理府」に改める。

第一條の二十五 第二條第三項及び第四項を次のように改める。

第一項第一号、第四号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に關する事務をつかさどる。

第一項第五号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第七号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第八号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第九号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十一号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十二号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十三号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十四号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十五号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十七号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十八号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十九号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第六條 行政管理廳に行政監察委員二十人以内を置く。

第一條の二十 行政監察委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第一條の二十一 委員は、各行政機關の行政運営の監察を行い、長官に対しその結果を報告する。

第一條の二十二 委員の任期は、二年とする。

第一條の二十三 委員は、予算の定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受ける。

第一條の二十四 委員は、再任されることができる。

第一條の二十五 第二條第三項及び第四項を次のように改める。

第一項第一号、第四号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に關する事務をつかさどる。

第一項第五号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第七号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第八号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第九号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十一号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十二号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十三号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十四号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十五号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十七号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十八号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第十九号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第二十号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第二十一号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第二十二号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第一項第二十三号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

（行政監察委員）

会(以下審議会といふ。)をして、この法律により、その事務を行わしめる。」に改める。

第三條の見出しを「割当局の所掌事務及び権限等」に改める。

第三條第一項中「事務廳」を「割当局」に、同項第一号中「新聞出版用紙割当審議会(以下本條中審議会といふ。)」を「審議会」に、同條第二項中「第一條に基きその権限に属する管理の事務」を「総理府設置法(昭和二十四年法律第一号)」に改める。

の事務局に総務部、調査部、商事部及び審査部の四部並びに名古屋地方事務所、大阪地方事務所及び福岡地方事務所の三地方事務所を置く。

前項の地方事務所の位置及び管轄区域は、政令でこれを定めること。

公正取引委員会に置かれる職員の任免、懲戒その他人事管理に關する事項については國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによること。

公正取引委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

第七條 政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のよう改正する。

第二條中「総理廳統計局」を

「総理府統計局」に改める。

第三十條中「総理廳統計局」を

「総理府統計局」に改める。

第十一條 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。

第八條 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)の一部を次のよう改正する。

第十四條 第一項中「六・宮内府長官」を

「六・宮内廳長官」に改め、第十号を

第六條中「事務廳長官」を「内閣総理大臣」に改める。

第七條第二項中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第八條第二項中「事務廳長官」を

「内閣総理大臣」に改める。

第五條の見出しを「審議会」に改め、同條第一項を削り、第二項を第一項とする。

第六條中「事務廳長官」を「内閣総理大臣」に改める。

第七條第二項中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第八條第二項中「事務廳長官」を

「内閣総理大臣」に改める。

第六條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一條を加える。

第三十五条の次に次の一條を加える。

「総理府」に改める。

第十四條 國家公務員のための國設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第二号)の一部を次のように改める。

第十五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十九條 第七号中「宮内府長官」を「内閣官房副長官」に改める。

第十九條第一項第一号中「内閣官房副長官」を「内閣官房副長官」に改める。

八〇号)の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改めること。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、新聞出版用紙割当事務廳設置法第七條の改正規定は、昭和二十四年五月二十日から適用する。

2 法律、法律に基づく命令を含む。)に別段の定のある場合を除く外、從前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

3 前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 行政管理廳設置法施行令(昭和二十三年政令第百九十三号)は、廃止する。

5 この法律施行の際、現に從前の規定による行政監察委員である者は、改正後の行政管理廳設置法第六條の規定による行政監察委員を命ぜられたものとし、内閣総理大臣の指定するその半数の者の任期は、同法第六條の規定にかかるらず、一年とする。

6 総理府設置法の制定等に伴う關係令の整理等に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二條中「地方建設局」の下に「及び當繪支局」に加える。

第三條第三号を次のよう改める。

三 河川、道路その他建設省の所管に係る公共物とするための財産の取得並びに取得した財産の維持及び保存を行うこと。

同條第五号の次に次の二号を加える。

五の二 都市計画上、公園に關し調査を行い、その整備改善を図ること。

五の三 公共空地及び保勝地に關し調査を行い、その整備、維持並びにこれらの助成及び監督を行い、並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に必要な建設業務を行うこと。

同條第六号を次のように改める。

六 屋外廣告物に關する事務を管理すること。

同條第一号中「運河」の下に「(港湾内のものを除く。)及び海岸堤防(港湾内のもので港湾施設に關係するものを除く。以下同じ。)」を加える。

同條第二十三号中「改善」の下に「維持」を加える。

同條第二十五号及び第二十六号を次のように改める。

二十五 建設業の発達及び改善を助長し、並びに建設業者の監督に關する事務を管理すること。

二十六 國費の支弁に屬する建物の當繪(郵政事業特別会計、電氣通信事業特別会計及び簡易生

命保険及び郵便年金特別会計に屬する現業關係の建物の當繪、電

受刑者を使用して実施する刑務所の當繪、學校の復旧整備のための當繪並びに一件につき總額

百万円をこえない建物の修繕を除く。以下同じ。)に關する事務を行うこと。

同條第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 公共團体、日本國有鉄道又は日本專賣公社の委託に基き、建設工事を行い、並びに建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理に関する事務を行うこと。

同條第二十九号中「処理すること。」を「処理し、並びに技術者の養成及び訓練を行うこと。」に改める。

同條第三十号を次のように改める。

三十一 建設省の所管行政に關する事務を管理すること。

同條第二十九号の下に「(港

湾内のものを除く。)及び海岸堤防(港湾内のもので港湾施設に關係するものを除く。以下同じ。)」を加える。

同條第三十号の次に次の二号を加える。

三十一 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、建設省に屬せしめた事務を行なうこと。

第四條及び第五條を次のように改める。

(本省の内部部局及び所掌事務)

第四條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

管轄局
河川局
道路局
都市局
住宅局

管轄局に當繪部を置く。

3 2 管轄局においては、前條第一号、第四号、第十七号、第二十五号、第二十六号及び第二十七号に規定する事務、同條第三号に規定する事務、同條第二十九号に規定する事務の総括、同條第二十六号の二に規定する事務(他の局の所掌に属するものを除く。)並びに同條第二十九号に規定する事務(試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練に関する事務を除く。)をつかさどる。

4 2 管轄局においては、前條第一号、第四号、第十七号、第二十五号、第二十六号及び第二十七号に規定する事務、同條第三号に規定する事務、同條第二十九号に規定する事務(試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練を行うこと。)をつかさどる。

5 2 管轄部においては、前項に規定する事務のうち、第二十六号の二に規定する事務及び第二十二号の二に規定する事務で建物の建設に関するものをつけさどる。

6 2 管轄部においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務

7 2 道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務、同條第十四号に規定する事務、同條第二十九号に規定する事務並びに同條第二十六号の二に規定する事務で道路に關するものをつかさどる。

8 2 都市局においては、前條第五号から第七号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務のうち、(市街地建築物法(大正八年三号)による地域及び地区の指定に關する事務を除く。)をつかさどる。

9 2 住宅局においては、前條第十八号、第十九号及び第二十一号から第二十四号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務(市街地建築物法による地域及び地区の指定に關する事務を除く。)をつかさどる。

7 道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務、同條第十四号に規定する事務、同條第二十九号に規定する事務並びに同條第二十六号の二に規定する事務で道路に關するものをつかさどる。

号、第十五号及び第十六号に規定する事務、同條第十四号に規定する事務、同條第二十九号に規定する事務並びに同條第二十六号の二に規定する事務で道路に關するものをつかさどる。

号に規定する事務並びに同條第二十九号に規定する事務のうち測量に關する技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

3 2 地理調査所は、千葉縣に置く。

3 地理調査所の内部組織は、建設省令で定める。

(土木研究所)

4 2 土木研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち土木に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

5 2 土木研究所は、東京都に置く。

3 2 土木研究所の内部組織は、建設省令で定める。

(建築研究所)

6 2 建築研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち建築及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

3 2 建築研究所は、東京都に置く。

4 2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

5 2 建築部においては、前條第一号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務

6 2 河川局においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務

7 2 土木研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち建築及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

8 2 建築研究所は、東京都に置く。

9 2 建築研究所の内部組織は、建設省令で定める。

(その他の附屬機関)

10 2 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それれ下欄に記載する通りとする。

(附屬機関)

第六條 第十條に規定するものの外、本省に左の附屬機関を置く。

第五條 第十條に規定するものの外、本省に左の附屬機関を置く。

種類 目的

收用審査会	土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)に基く権限を行うこと。
中央建設業審議会	建設大臣の諸間に應じて建設業に関する重要事項を調査審議し、当該事項について關係行政廳に建議し、その他の建設業法(昭和二十四年法律第一号)に基く権限を行うこと。
官廳當繪審議会	建設大臣の諸間に應じて官廳物(國有地、國有鐵道、國有森林等)に基く権限を行ふこと。
河川審議会	建設大臣の諸間に應じて河川に関する重要な事項を調査審議し、当該事項について關係行政廳に建議すること。
道路審議会	建設大臣の諸間に應じて道路に関する重要な事項を調査審議し、当該事項について關係行政廳に建議すること。
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議し、当該事項について關係行政廳に建議し、その他市計画法(大正八年法律第三十六号)及び同法に基づく命令による権限を行ふこと。
住宅対策審議会	建設大臣の諸間に應じて住宅に関する重要な事項を調査審議し、当該事項について關係行政廳に建議すること。
測量審議会	測量に関する重要な事項を調査審議し、当該事項について關係行政廳に建議し、その他測量法(昭和二十四年法律第一号)に基く権限を行ふこと。

第十二條 地方建設局の名称、位置及び所管区域は、左の通りとする。

第四章 地方支分部局
(地方建設局の所掌事務)

第十一條 地方建設局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 河川、道路、砂防その他國の直轄の建設工事に關すること。

二 國費の支弁に屬する建物の營繕並びに公共團體、日本國有鐵道又は日本專賣公社の委託に基く建設工事建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理を行うこと。

三 國土計画及び地方計画に關する調査を行うこと。

(名称、位置及び所管区域)

名 称	位 置	所 管 区 域
東北地方建設局	仙 台 市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、
関東地方建設局	船 橋 市	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣、
中部地方建設局	名 古 屋 市	岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣、
近畿地方建設局	大 阪 市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、
中國四國地方建設局	福 岡 市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣、
九州地方建設局	廣 島 市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、

設置することができる。その名稱、位置及び所掌事務の範囲は、建設省令で定める。

第五章 職員

2 建設大臣は、工事の区域が二以上上の地方建設局の所管区域にわたる場合等必要があると認める場合においては、前項の規定にかわらず、一の地方建設局をして他の建設局の内部組織の細目は、建設省令で定める。

(當繪支局)

第十四條 當繪支局は、本省管理局

の所掌事務のうち北海道における事務を分掌する。

2 當繪支局は、北海道に置く。

3 當繪支局の内部組織は、建設省

第十三條 地方建設局に、左の四部

令で定める。

(事務所)

第十五條 建設大臣は、局務の一部

を分掌させるため、所要の地に地

方建設局又は當繪支局の事務所を

改正する。

3 建設省に置かれる職員の

當繪部

工務部

企画部

れ第十八條及び第十九條とし、第十條から第十六條までを削る。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十三年九月一日から適用する。

2 昭和二十三年八月三十日に、建設省建築出張所の用に供してい

た國の所有に属する物品は、當該建築出張所所在の都道府縣に譲り受けるものとする。

3 都市計画法の一部を次のように改

正する。

第一條第一項を削り、第二項を第

「都市計画委員会」を「都市計画審議会」に改める。

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕経済調査廳法の一部を改正する法律案

経済調査廳法の一部を改正する法律

経済調査廳法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改

正する。

一項とし、同項第八号を次のように改める。

八 隠退職物資の調査並びに供出及び活用の促進に関する事項

第二條中「政令の定めるところにより」を削る。

第三條第一項中「中央經濟調査廳官房」を「長官官房」に、同條第三項中「官房及び各部の分掌事項及び分課は」を「中央經濟調査廳の内部組織の細目は」に改める。

第四條第一項中「長官は、國務大臣を以て」を「長官は、經濟安定本部總務長官たる國務大臣を以て」に改める。

第六條第一項中「中央經濟調査委員会」を「中央經濟調査協議会」に、同條第三項から第五項まで中「委員會」を「協議會」に、同條第三項及び第四項中「第二項」を削る。

第三項中「委員長」を「會長」に、同條第五項まで中「國務大臣が、これを任命する。」を「經濟安定本部總裁が、これを任命する。」に改め、同條第一項及び第四項中「第二項」を削る。

第六條の二 隠退職物資の調査、供出及び活用に関する重要な事項を調査審議するため、各管区經濟調査廳に、地方

第六條の二 隠退職物資の調査、供出及び活用に関する重要な事項を調査審議するため、中央經濟調査廳に、地方

第二章中第十二條の次に、次の一條を加える。
第十二條の二 各經濟調査管区における隠退職物資の調査、供出及び活用に関する事項を調査審議するため、各管区經濟調査廳に、地方

第八條中「政令の定めるところにより」を削る。

第九條第二項中「総務課及び各部の分掌事項並びに各部の分課は」を「管区經濟調査廳の内部組織の細目は」に改める。

第九條第一項中「第二項」を削る。

第三十一條及び第三十二條中「第一條第二項」を「第一條」に改める。

第三十三條中「第一條第二項」を「第一條」に、「經濟安定本部令第十五條」を「經濟安定本部設置法（昭和二十四年法律第 号）第五條第十

四号」に改める。

第三十四條第二項中「中央經濟調查廳長官及び管区經濟調查廳長は、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による監督をするため」を「中央經濟調查廳長官、管区經濟調查廳長及び地方經濟調查廳長は、第一條、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による監督をするため」に改める。

第三十五條中「第二項」を削る。

第三十六條中「第二項」を削る。

第三十七條中「第二項」を削る。

第三十八條中「第二項」を削る。

第三十九條第一項中「第二項」を削る。

第三十條中「第二項」を削る。

第三十一條中「これを任命する。」を「これ

第三十二條中「第二項」を削る。

第三十三條中「第二項」を削る。

第三十四條中「第二項」を削る。

第三十五條中「第二項」を削る。

第三十六條中「第二項」を削る。

第三十七條中「第二項」を削る。

第三十八條中「第二項」を削る。

第三十九條中「第二項」を削る。

第三十條中「第二項」を削る。

第三十一條中「第二項」を削る。

第三十二條中「第二項」を削る。

第三十三條中「第二項」を削る。

第三十四條中「第二項」を削る。

第三十五條中「第二項」を削る。

第三十六條中「第二項」を削る。

第三十七條中「第二項」を削る。

第三十八條中「第二項」を削る。

第三十九條中「第二項」を削る。

第三十條中「第二項」を削る。

第三十一條中「第二項」を削る。

第三十二條中「第二項」を削る。

第三十三條中「第二項」を削る。

第三十四條中「第二項」を削る。

第三十五條中「第二項」を削る。

第三十六條中「第二項」を削る。

主務大臣が前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廢止しようとするときは、あらかじめ、規則等に従つて處理されなければならない。

統計委員会に協議しなければならぬ。地方公共團體の長が前項の規則を制定し、改正し、又は廢止しようとするときも、同様とする。

第六條の二 統計委員会は、前條に掲げる事務を遂行するため、この法律の他の規定に定めるものの外、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 統計機關の機構、定員及び運營に關し、各行政機關又は地方公共團體の長に對し、連絡及び勸奨を行うこと。

二 統計及び統計制度の改善發達に關し、隨時内閣總理大臣に意見を上申し、又は関係各大臣に建議すること。

三 所掌事務に關し必要があると認めるときは、各行政機關の長又はその他のものに対し、資料及び報告の提出並びに説明を求める。

四 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基づき、統計委員会に屬せしめられた権限を行うこと。

五 各廳統計主任者の招集及び會議に關する事務を行うこと。

六 統計知識の普及及び宣傳並びに國際統計事務の統轄その他統計の改善發達に關する事務を行うこと。この場合において、人事に關する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第五号）を加え、同條に次の二項を加える。

七 所掌事務を行つたため必要な人委員は、統計に關し學識経験のある者のうちから内閣總理大臣の申出により、内閣が命ずる。

第八條中「政令の定めるところにより」を削る。

第八條中「第二項」を削る。

第九條第一項中「地方經濟調査廳長官及び管区經濟調查廳長は、第七條第二項から第五項まで中「委員會」を「協議會」に、同條第二項及び

第三項中「委員長」を「會長」に、同條第三項及び

第四項中「第二項」を削る。

第五項中「第二項」を削る。

第六項中「第二項」を削る。

第七項中「第二項」を削る。

第八項中「第二項」を削る。

第九項中「第二項」を削る。

第十項中「第二項」を削る。

第十一項中「第二項」を削る。

第十二項中「第二項」を削る。

第十三項中「第二項」を削る。

第十四項中「第二項」を削る。

第十五項中「第二項」を削る。

第十六項中「第二項」を削る。

第十七項中「第二項」を削る。

第十八項中「第二項」を削る。

第十九項中「第二項」を削る。

第二十項中「第二項」を削る。

第二十一項中「第二項」を削る。

第二十二項中「第二項」を削る。

第二十三項中「第二項」を削る。

第二十四項中「第二項」を削る。

第二十五項中「第二項」を削る。

第二十六項中「第二項」を削る。

行政機関の官吏をも含むものとし、行政機関の統計主管部局の官吏が委員に命ぜられる場合においては、その数は、七人をこえることができない。

委員の任期は、二年とする。ただし、特別の事由がある場合においては、任期中これを解任することができる。

委員長は、委員のうちから互選された者について、内閣総理大臣が衆議院の同意を得て命する。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員のうち、三人以内の者を常任委員とすることができる。常任委員は、委員長が指名する。

委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した順序に委員は、委員長が、その職務を代理する。

第七條の見出しを「指定統計調査の承認及び実施」に改め、同條第三項を次のように改める。

統計委員会は、必要があると認められたときは、関係各行政機関又は地方公共團体の長に対し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができる。

統計委員会は、必要と認めたときには、関係各行政機関又は地方公共團体の長に対し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができる。

第九條及び第十條を次のように改める。

(指定統計調査の事務の監査)

第九條 統計委員会は、必要と認められたときは、関係各行政機関の長又はその他のものの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めたときは、意見を内閣総理大臣に上申し、又はこれらの人々に対して、その改善につき勧告することができる。

(統計官及び統計主事)

第十條 指定統計調査に関する事務に從事せしめるため、総理府、法務府及び各省の部内に統計官を置くことができる。

指定統計調査に関する事務に從事せしめるため、地方公共團体に統計主事を置く。

統計官及び統計主事に從事することはできない。但し、統計委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。

統計官又は統計主事は、左の各号の一に掲げる資格を有すると認定すること。

第十一條第一項中「前條第一項の統計官又は同條第二項の公共團体の長」を「統計官又は統計主事」に改める。

第十二條第一項中「政府」の下に「又は地方公共團体の長」を、同條第二項中「命令」の下に「(地方公共團体の長)の定める規則を含む。」を加える。

第十三條第一項及び第七條中「第十三号の二」を「第十三号の三」に改める。

第十三條中「第十條第一項、第二項及び第四項並びに」を「第十條第一項に規定する者、同條第二項に規定する者、同條第三項但書に該当する者及び」に改める。

第一統計調査に関する事務に官吏又は吏員として通算して二年以上從事したこと。但し、統計主事に命ずる場合においては、あらかじめ統計委員会がその事實を認定することを要するものとする。

第十七條を削り、第十八條を第十

二 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)

三 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、若しくは数学を専修する学科を修め、学士と称し得ること。

四 統計委員会が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に学科を修め、卒業したこと。

五 前号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に從事するに適當な資格を有すると認定したこと。

六 前号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に從事するに適當な資格を有すると認定したこと。

七 前号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に從事するに適當な資格を有すると認定したこと。

八 前号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に從事するに適當な資格を有すると認定したこと。

九 前号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に從事するに適當な資格を有すると認定したこと。

十 前号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に從事するに適當な資格を有すると認定したこと。

九條とし、第十九條第一項中「統計官」の下に「、統計主事」を加え、同條を第二十條とし、第十六條の次に次の二條を加える。

(指定統計調査の実施に対する協力)

第十七條 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行ふに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(指定統計調査に関する事務の委任)

第十八條 政府は、政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務の一部を地方公共團体の長に委任することができる。

○齋藤隆夫君登壇

した総理府設置法案、総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、経済調査廳法の一部を改訂する法律案及び統計法の一部を改正する法律案について、内閣委員会の審議の経過並びに結果の概要を御報告申しあげます。

〔齋藤隆夫君登壇〕

まず総理府設置法案について申し上げます。

本案の要旨は、國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、総理廳を設立し、総理府と改め、その所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行する所掌する組織を設けました。すなわち、

従来総理廳の外局でありました新聞出版用紙割当事務廳と賞勵局とをそれぞれ簡素化して、内部部局の新聞出版用紙割当局及び官房賞勵部とし、四部制であった統計局を三部制として、一官房、三局四部となしたのであります。

また外局については、これを網羅的に

別表中 「外國爲替管理委員会委員会委員長」
〔外國爲替管理委員会委員長〕
統計委員会委員長」
を
一
改める。

第十七條を削り、第十八條を第十

列挙してそれ／＼の根拠法を掲げ、内閣総理大臣の所轄に属する國の中央行政機関を一目瞭然たらしめました。從來の地方財政委員会と官房自治課とを統合して新たに地方自治廳という外局を置きましたことは最も注目すべき改正の一つであります。また、外局でありました連絡調整事務局は機構を縮小して外務省の一局とし、經濟安定本部、經濟調査廳、物價廳及び外資委員会は、總理府の所轄から離して經濟安定本部及びその外局として別個の設置法で規定することになりました。附屬機關としましては、俘虜情報局のはか統計職員養成所、新給與実施本部、日本學術會議及び國立世論調査所が設けられることになります。本法案は、去る四月十八日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、審査を進めて参りましたが、本案に対し、日本學術會議は附屬機関から離して内閣総理大臣所轄の特別の機関とするとともに、食糧対策審議会を附屬機関から除き、かつ總理府の権限中から政府職員に対する給與、勤務時間その他勤務條件を定める事項を除くとする修正案が提出され、討議を終結、採決の結果、五月十三日多数をもつて修正案通り議決いたしました。

次に總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、總理府設置法の施行に伴いまして、總理廳は總理府、宮内府は宮内廳と改められたほか、各種機関の名称が変更せられましたので、皇

室典範、皇室經濟法を初め關係法令中の字句を改めるとともに、宮内廳の内閣組織を、國家行政組織法の規定に従来の外局から經濟安定本部の外局に移すことを明らかに定め、また行政監査部監査長官たる國務大臣をもつて充てます。

本案は、去る五月十日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行つた後、五月十三日討論を終結、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に建設省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、行政整理を目的とする機構改革の根本方針に基いて、第二回國会において成立を見ました建設省の機構を統合するものであります。すなわち、現在の六局を一局減じまして管理、河川、道路、都市及び住宅の五局とし、管理局には當局部を置いて現在の総務局及び特別建設局營繕部の事務をつかさどらしめ、住宅局は建築局の事務をつかさどらしめることとし、他の該局の所掌事務については若干字句の整理が加えられました。建設工事本部はこれを廃止しまして、その事務を規定され、たゞに政府の説明を聞き、審査を進めて参りましたが、本案に対し、日本學術會議は附屬機関から離して内閣総理大臣所轄の特別の機関とするとともに、食糧対策審議会を附屬機関から除き、かつ總理府の権限中から政府職員に対する給與、勤務時間その他勤務條件を定める事項を除くとする修正案が提出され、討議を終結、採決の結果、五月十三日多数をもつて修正案通り議決いたしました。

次に建設省設置法施行令に付託され、去る四月二十三日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、審査を進めて参りましたが、本案に対し、日本學術會議は附屬機関から離して内閣総理大臣所轄の特別の機関とする修正案が提出され、討議を終結、採決の結果、五月十三日多数をもつて修正案通り議決いたしました。

次に統計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、統計委員會の該局の所掌事務については若干字句の整理が加えられました。建設工事本部はこれを廃止しまして、その事務を規定され、たゞに政府の説明を聞き、審査を進めて参りましたが、本案に対し、日本學術會議は附屬機関から離して内閣総理大臣所轄の特別の機関とする修正案が提出され、討議を終結、採決の結果、五月十三日多数をもつて修正案通り議決いたしました。

學科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者
 三 旧高等試験令(昭和四年勅令第五号)による高等試験(以下高等試験と略称する)予備試験に合格した者又はその免除を受けた者
 四 前三号に該当する者の外、司法試験管理委員会の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的の学力を有すると認められた者
 五 第一次試験に合格した者に対する第一次試験を免除する。

(第二次試験)
 第五條 第二次試験は、法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、第六條に定める科目について筆記及び口述の方法により行う。
 (第二次試験の試験科目)
 第六條 筆記試験は、左の七科目について行う。
 一 憲法
 二 民法
 三 刑法
 四 民事訴訟法
 五 刑事訴訟法
 六 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
 商法(前号で受験者が選択行政法(しなかつたもの))
 1 行政法
 2 労働法
 3 國際私法
 4 刑事政策
 5 被産法

八 司法試験に合格した者に対する第一次試験を免除する。

(第三次試験)
 第七條 司法試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。
 (合格証書)
 第八條 司法試験の合格者は、司法試験委員の合意によつて定められる。

(合格者の決定方法)

第九條 司法試験の各試験に合格した者は、それぞれ當該試験に合格することを証する証書を授與する。
 (不正受験者)
 第十條 不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者は、この法律若しくは司法試験管理委員会規則に違反した者に対する試験を停止し、この法律により最初に行われる司法試験の筆記試験を免除する。
 第十一條 第一次試験を受けようとするとする者は、二百円、第二次試験を受けようとするとする者は、五百円を受ける場合においても返還しない。

第十二條 司法試験に関する事項を簡便させるため、法務総裁の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。
 (委員)
 第十三條 司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織する。
 (委員のうち二人は、法務総裁官房長及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務総裁が弁護士のうちから弁護士会の推薦に基き任命する。)
 3 弁護士たる委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。
 4 弁護士たる委員に対する報酬は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

(委員長)
 第十四條 委員長は、委員の互選に基づき、法務総裁が任命する。

(委員会)
 第十五條 委員会は、あらかじめ、委員の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。

第十六條 司法試験の筆記試験に合格した者は、その試験により、この法律による司法試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

(身体の拘束を受けている被疑者)

(受験手数料)
 第十一條 第一次試験を受けようとする者は、二百円、第二次試験を受けようとする者は、五百円を受ける場合により最終号の附録に掲載が、司法試験管理委員会の推薦に基き、試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。

(司法試験考査委員の数は、試験科目一科目につき四人を越えてはならない。
 2 司法試験考査委員の数は、三百三十一号の一部を次のように改正する。
 第二十三條 第二項中「地方裁判所の一人の裁判官」の下に「又は家庭裁判所の裁判官」を加える。
 第二十四條 第三項中「簡易裁判所の裁判官」を「家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官」に改める。
 第三十一条 第三項中「簡易裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。
 第四十三條 第四項、第六十六條第一項から第三項まで、第七十七條第一項から第三項まで、「家庭裁判所」を「地方法院」に改める。
 第四百四十五條第一項から第三項まで、大蔵大臣と協議して定めた。

(附則)
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 昭和二十四年中に限り、第一次試験は、旧高等試験令による高等試験子備試験の例に従つて行うことができる。
 3 昭和二十三年に行われた高等試験子備試験に合格した者は、その試験により最初に行われる司法試験の筆記試験を免除する。
 4 高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者はとみなす。

(勾留の期間を更新し)を加える。
 第九十九条 第一項中「まだ上訴の提起がないものについて、」の下に「勾留の期間を更新し」を加える。
 第五百五十三条第三項中「一月一日四日」を「一月一日二日三日」に改める。

(第一百八十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。)

の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。

第三百三十三條に次の二項を加える。

保護觀察に付する旨の言渡は、前項の言渡と同時に、判決でこれをしなければならない。

第三百四十九條第二項を削り、同條第一項の次に次の二項を加える。

前項の請求が刑の執行猶予の期間中遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする場合には、裁判所は、公開の法廷で、事実の取調をし、且つ、検察官及び被告人又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。但し、被告人及びその代理人が正当な理由がなく出頭しないときは、これらの者の意見を聞くことを要しない。この決定に対しても、抗護人を選任することができる。

第二項の抗告の提起期間は、十四日とする。但し、被告人が刑の執行猶予の言渡を取り消す旨の決定があつたことを知らなかつた場合には、抗告の提起期間は、被告人がこれを知つた時から起算する。

第二項に規定する場合の外、第一項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。この決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第三百五十五條中「前條第二項」を「前條第五項」に改める。

第四百二十九條第一項、第二号中「勾留」の下に「保釈」を、同條第三項中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第四百六十八條第二項後段を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、この法律中第三百三十三條、第三百四十九條及び第三百五十條を改正する規定（第三百四十九條については、第一項を改正する規定を除く。）は、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第一号）施行の日（昭和二十四年七月一日）から施行する。

（内閣提出）に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔花村四郎君登壇〕
○花村四郎君　ただいま上程に相なりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案並びに司法試験法案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

要旨の第一点は、家庭裁判所の開設に伴う改正であります。刑事訴訟法は、家庭裁判所が家庭、少年の刑事事件を取扱うことを予想して制定されていました。この決定は原案とまったく同じであります。よつて五月十三日、この法案は最高裁判所か法務廳か、また試験は資格試験か採用試験かを議題として意見交換を行つて行うこととしたのであります。

第二次試験は、將來法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、第一次試験に合格した者は、執行猶予者を保護觀察に付することを前提とした第三百三十三條等を削除せんとするものであります。この修正案は全会一致で可決されました。その他の部分は政府原案の通り可決されました。結局、この法案は修正議決された次第であります。

次に司法試験法案について申し上げます。

これまで裁判官、検察官、弁護士等の法律専門家は、高等試験令による高修習生または弁護士試補として実務を修習してその職につくことを原則としていたことは御承知の通りであります。

次に司法試験に関する事項を管理する機関といしましては、司法試験が法律に関する学力検定の國家試験たるものであります。

次に司法試験に関する事項を管理する機関といしましては、司法試験が法律に関する学力検定の國家試験たる性質にかんがみ、政府の法務統轄機関である法務総裁の所轄とし、その所轄の試験司法科試験の制度は昨年末でなくなりましたので、これにかわるべき試験制度を早急に定める必要があるのであります。

第三百三十三條は、本國会に提出しております。この法案によつて高等試験令が廢止せられたる法務総裁の所轄とし、その所轄もとに司法試験管理委員会を置き、委員会は法務総裁官長、最高裁判所に任命する弁護士一人、都合三人で構成し、委員長は委員の互選に基き法務総裁が任命することにいたしました。

本委員会は、この法案が一般の学徒に重要な関心を抱かせているのみならず、所轄官廳についても政府と裁判所との間に意見の相違があるので、公聽会を開いて廣く世論の動向を知ることいたしました。公聽会では、所轄は学校教育法に定める大学卒業程度において、一般教養科目について筆記の方針によつて行うこととしたのであります。

第二次試験は、將來法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、第一次試験に合格した者は、執行猶予者を保護觀察に付することを前提とした第三百三十三條等を削除せんとするものであります。この修正案は全会一致で可決されました。その他の部分は政府原案の通り可決されました。結局、この法案は修正議決された次第であります。

かくて公聽会一回、本委員会数回を開いた後、本委員会は、当分の暫定措置として所轄は法務廳とし、試験は資格試験とすることに決定いたしました。

この決定は原案とまったく同じであります。よつて五月十三日、この法案は最高裁判所か法務廳か、また試験は資格試験か採用試験かを議題として意見交換を行つて行うこととしたのであります。

（内閣提出、參議院送付）

第九 郵便爲替法及び郵便振替金法の一部を改正する法律案
〔内閣提出、參議院送付〕

第十 郵便貯金法の一部を改正する法律案〔内閣提出、參議院送付〕

第十一 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案〔内閣提出、參議院送付〕

証券保管通帳を亡失したときはその事由書を提出してするものとする。

(証券整理貯金の拂もどし)

第四條 証券整理貯金については、その金額が前條第一項の規定により郵便貯金通帳に記入された後でなければ、その拂もどしをすることができない。但し、通常郵便貯金となつた証券整理貯金については、その全部拂もどしをする場合限り、その金額が郵便貯金通帳に記入されなくても、その拂もどしをすることができる。

2 前項但書の規定による拂もどしの請求は、郵便局に、当該証券整理貯金が組み入れられた通常郵便貯金の郵便貯金通帳を提示し、且つ、当該整理証券の証券保管証又は証券保管通帳(証券保管証又は証券保管通帳)を提出してするものとする。

3 第一項但書の規定による拂もどし金の拂渡は、郵便局において、地方貯金局の発行する拂もどし証書と引換にする。

第五條 昭和三十四年八月三十一日までに第三條第一項の規定による記入の請求又は前條第一項但書の規定による拂もどしの請求がないときは、証券整理貯金についての預金者の権利は、その時において消滅する。

(郵便貯金法の適用)

第六條 第三條第一項の規定による記入の請求は、郵便貯金法第二十

九條第一項の規定の適用については、貯金の預入とみなす。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第九條中「その他の証券」を削る。

第六十五條を次のよう改める。

第六十五條(保管証券) 第九條に規定する取扱をする國債証券は、昭和二十三年四月一日以後の發行に係る國債証券で額面金額千円以上のものに限る。

第六十八條第一項中但書を削る。

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月十二日

参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 原喜重郎殿

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕
郵便手類賣さばき所に於ける印紙賣さばき所に関する法律案
郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に於ける印紙賣さばき所に関する法律案

賣さばき所に関する法律
「印紙」とは、收入印紙をいふ。

第三條 郵政大臣は、郵便切手類及び印紙を賣りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類及び印紙の賣さばき人を選定し、郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託することができる。

2 郵政大臣は、當利を目的とした法人のうちから印紙の賣さばき人を選定し、印紙の賣さばきの業務を委託することができる。

3 郵政大臣は、前二項の郵便切手類及び印紙の賣さばき人並びに印紙の賣さばき人(以下「賣さばき人」と総称する)を選定しようとするときは、賣さばき人になろうとする者の申込を受けるため、省令の定めるところにより、必要な事項を公告しなければならない。

4 郵政大臣は、賣さばき人になろうとする者であつて第一項又は第二項に規定する資格を有するものが二人以上あるときは、抽せんににより賣さばき人を選定しなければならない。

第三條 賣さばき人は、その業務を行つたため、郵政大臣の定める場所に、郵便切手類及び印紙の賣さばき人にあつては郵便切手類賣さばき所を、印紙のみの賣さばき人にあつては印紙賣さばき所を設けなければならない。

第四條 賣さばき人は、國の行う郵便に関する業務の一部を行ふ者として、公共の利益のため、誠実にその業務を行わなければならぬ。

第五條 賣さばき人は、省令の定めることにより、少くとも三十日前に

印紙を郵政省から買ひ受けて常備するところにより、一般の需要をみたすに足る数量の郵便切手類及び定價で公平に賣りさばかなければならぬ。

第六條 郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所(以下「賣さばき所」と総称する)における郵便切手類及び印紙賣さばき時間は、省令で定める。

第七條 郵政大臣は、賣さばき人に對し、第五條の規定による郵便切手類及び印紙の賣さばき手類を支拂うものとする。但し、その金額は、一箇月一万千百円を合を乗じて得た金額の賣さばき手類料を支拂うものとする。

2 前項の賣さばき手類料の支拂の手続は、省令で定める。

三 賣さばき人が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき。

四 郵政大臣において当該賣さばき人の賣さばき所の場所において、郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務を行う必要がなくなつたと認めるとき。

二 印紙の賣さばき人が、當利を目的としない法人でなくなったとき。

三 賣さばき人が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき。

四 郵政大臣において当該賣さばき人の賣さばき所の場所において、郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務を行う必要がなくなつたと認めるとき。

五 賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

第六條 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

第七條 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

第八條 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

第九條 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務をやめようとするときは、省令の定めると

ころにより、少くとも三十日前に郵政大臣にその旨を届け出なければならない。

第十條 左の場合においては、郵政大臣は、郵便切手類又は印紙の賣さばきに關する契約を解除することができる。

十一 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が郵便切手類及び印紙を賣さばくのに必要な資力又は信

用を失つたとき。

十二 印紙の賣さばき人が、當利を目的としない法人でなくなったとき。

十三 賣さばき人が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき。

十四 郵政大臣において当該賣さばき人の賣さばき所の場所において、郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務を行う必要がなくなつたと認めるとき。

十五 賣さばき人が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき。

十六 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

十七 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

十八 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

十九 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十一 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十二 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十三 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十四 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十五 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十六 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十七 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十八 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

二十九 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

三十 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

三十一 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

三十二 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にて、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣さばきした者には、一万円以下の罰金に処する。

の法律により選定され郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託された者は、現に印紙の賣さばき人である者は、この法律により選定され印紙の賣さばきの業務を委託された者とみなす。

3 第一條の規定にかかるわらず、当分の間この法律において「印紙」とは、收入印紙及びこれに代る取引税印紙をいうものとする。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月十二日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 原嘉重郎殿

〔都合により最終号の附録に掲載〕
郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案（内閣提出、參議院送付）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔飯塚定輔君登壇〕

○ 飯塚定輔君 ただいま議題となりました郵便爲替法及び郵便振替金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案及び郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案を一括して、通信委員会における審議を終まして、通じて御説明いたしました。

最初に政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を御説明いたしました。まず郵便爲替法及び郵便振替金法の経過並びに結果を御説明申し上げます。

最初に政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を御説明いたしました。まず郵便爲替法及び郵便振替金法の経過並びに結果を御説明いたしました。

最初に政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を御説明いたしました。まず郵便爲替法及び郵便振替金法の経過並びに結果を御説明いたしました。

最初に政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を御説明いたしました。まず郵便爲替法及び郵便振替金法の経過並びに結果を御説明いたしました。

最初に政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を御説明いたしました。まず郵便爲替法及び郵便振替金法の経過並びに結果を御説明いたしました。

最初に政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を御説明いたしました。まず郵便爲替法及び郵便振替金法の経過並びに結果を御説明いたしました。

の一部を改正する法律案についてありますか、さきに本國会において加入の承認を與えました方國郵便條約に付属する郵便爲替約定及び郵便振替約定に基く外國郵便爲替及び外國郵便振替

時金の料金は、財政第三條の規定によつて法律でこれを定める必要がありますが、右料金については國会において加入の承認を與えた約定中にその基準が示されてゐる関係上、具体的な料金額については一々法律で規定するよりも、その基準を越えない範囲において内閣総理大臣及び郵政大臣が命令で規定する方が適當でありますので、財政第三條に対する例外規定として本法案が提出せられたのであります。

次に郵便貯金法の一部を改正する法律案は、現行の郵便貯金法制定以後における経済事情の変化に即應して、さらには一段と郵便貯金の利用を容易にして貯蓄の吸收をはかる必要が生じたため、その一部を改正しようとするものであります。

並んで、定額郵便貯金及び積立郵便貯金のすえ賣期間の短縮、通常郵便貯金及びすえ賣郵便貯金の最低預入金額の引き上げ、無記名の地方債証券及びその利札による郵便貯金の預入制度の廢止、積立郵便貯金の一回の預入金額の引上げ等をその内容といたしているのであります。

次に郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案について申し上げます。

郵便切手類賣さばき所、印紙賣さばき所並びにこの事務を行なう賣さばき所においては、從來通信省令で規定していたのであります。新郵便法

の規定によれば、郵便の業務たる郵便手類の賣さばきを郵便官署以外の賣さばき人に委託執行させる場合には法律でこれを定める必要があります。

未復員者給與法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を認めます。大蔵委員会理事宮崎靖君。

○副議長（岩本信行君） 日程第十三、改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十三 未復員者給與法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

内容について、あらゆる角度から詳細検討を加え、政府側との間に種々質疑応答を重ねたのですが、それ

に要する経費は年額約二億四千万円に基く外國郵便爲替及び外國郵便振替の丘額に達してゐるのであります。

現下の情勢においては、この業務をこ

のまま採算のとれない状態で続けて行

あり、また取扱い料金の引上げによつてこの経費を支弁しようとすること

も、保管証券の大部が戦時中の発行にかかる少額証券である現状にかんがみ実行困難でありますので、この際過去の保管証券については、郵政大臣がこれを一括して適当な價格で大蔵省預金部等に賣却し、その代金を貯金として積み立てておく簡便な方法をもつて臨時に整理を行う必要があるため本法案が提出せられた次第であります。

最後に郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案について説明申し上げます。

郵便切手類賣さばき所、印紙賣さばき所並びにこの事務を行なう賣さばき所においては、從來通信省令で規定していたのであります。新郵便法

の規定によれば、郵便の業務たる郵便手類の賣さばきを郵便官署以外の賣さばき人に委託執行させる場合には法律でこれを定める必要があります。

未復員者給與法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を認めます。大蔵委員会理事宮崎靖君。

○副議長（岩本信行君） 日程第十三、改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十三 未復員者給與法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

ことができる者が、療養を受けようとするときは、左の各号の定めるとするところによる。

一 厚生大臣の指定する医療機関から受け取れることがある。この場合において、國は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機関にその費用を支拂う。

二 前号に規定する医療機関以外から受け取れることがある。この場合において、國は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその療養を受けた者に支拂わなければならぬ。

三 厚生大臣の指定する医療機関の範囲内で、その費用をその療養を受けた者に支拂わなければならぬ。

四 厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその療養を受けた者に支拂わなければならぬ。

第五条の三第一項中「療養費の支給」を「療養費」に改める。

第八條の六を次のようになります。

第八條の六 同一の事由について他の法令の規定により療養又は障害一時金に相当する給付を受ける者は、この法律による療養を行なう。

第八條の六を次のようになります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

在外公館等借入金整理準備審査会

法案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、内閣提出、在外公館等借入金整理準備審査会法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 今村君の動議認めます。よつて日程は追加せられました。

在外公館等借入金整理準備審査会法案を議題といたします。委員長の報告を求める。外務委員長岡崎勝男君。

在外公館等借入金整理準備審査会法案

(定義)

第一條 この法律において「借入金」とは、太平洋戦争の終結に際して在外公館又は邦人自治團体若しくはこれに準する團体が引揚費、救濟費その他これらに準する経費に充てるため國が後日返済する條件のものとに在留邦人から借り入れた資金をいう。

2 この法律において「借入金の確認」とは、政府が現地通貨で表示された借入金を、法律の定めるところに従い、且つ、予算の範囲内において、將來返済すべき國の債務として承認することをいふ。

第三條 在外公館等借入金整理準備審査会

重要事項

第五條 借入金を提供した者(その

された借入金を、法律の定めるところに従い、且つ、予算の範囲内において、將來返済すべき國の債務として承認することをいふ。

者が死亡した場合においては、その相続人は、この法律施行後九十日以内(未引揚者については、本邦上陸後一年以内とし、この法律施行後現地において死亡した者については、その死亡の確認があつた日以後九十日以内とする)に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することができます。

第三條 在外公館等借入金整理準備審査会(以下「審査会」という。)は、外務次官、大藏次官、外務省管轄局長及び大藏省理財局長並びに外務大臣が命ずる委員六人以内で組織する。

2 委員長は、外務次官とする。

3 委員は、給與を受けない。但し、外務大臣が命ずる委員は、旅費及び政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第十六号)に基く手当を受ける。

4 審査会の庶務は、外務省管理局において行う。

5 前四項及び他の法律に規定するものを除く外、審査会に開かれる必要事項は、政令で定める。

第六條 外務大臣は、審査会がした審査の結果の報告に基き借入金の確認をしたときは、政令で定める手続に従い、借入金確認証書を発給する。

附則

この法律の施行期日は、昭和二十年五月一日までの間に於いて、政令で定める。

第五條 在外公館等借入金整理準備審査会法案(内閣提出)に關する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

1 第五條に規定する借入金確認のため適當と認める措置についての意見を申し出なければならぬ。

2 その他の借入金の整理に関する請求

(借入金の確認の請求)

3 本案は、五月十二日内閣から國会に提出され、ただちに本委員会に付託されましたので、本十四日委員会を開

き、政府委員より詳細なる説明を聽取いたしました。

その説明によれば、本法案の対象となるに賛成の諸君の起立を求めて、「賛成者起立」

つて本法案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

り、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君
國務大臣 殖田 俊吉君
厚生大臣 林 譲治君
農林大臣 森 幸太郎君
建設大臣 稲垣平太郎君
商工大臣 益谷 秀次君
國務大臣 小澤佐重喜君
通運大臣 鶴代君
法務大臣 祐一君
國務大臣 青木 孝義君
農林政務次官 近藤 達夫君
外務政務次官 佐藤 達夫君
外務事務官 河野 邦雄君
外務事務官 岩島 英二君
大藏政務次官 中野 武雄君
大藏事務官 池田 宇右衛門君
農林政務次官 吉米地英俊君
農林政務次官 岩田 修一君
運輸事務官 岩田 修一君

一、昨十三日次の法律の公布を奏上して本案を可決せられることを希望いたします。右報告いたします。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

二、昨十三日次の法律の公布を奏上して、その旨參議院に通知した。

皇族の身分を離れた者及び皇族とな

つた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律

死体解剖保存法

一、昨十三日当選証書の対照を終つた議員は次の通りである。

京都府第二区選出

大石ヨシエ君

一、昨十三日常任委員会において、次

の通り理事を補欠選任した。

建設委員会

理事 松井 豊吉君（理事松井豊吉君去る十一日委員辞任につきその補欠）

身体障害者対策に関する決議案（鈴木仙八君外十九名提出）

水力電源開発に関する決議案（神田博君外二十三名提出）

一、昨十三日議員から提出した議案は次の通りである。

大蔵省設置法案中修正

食品配給公團法案

船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律案

貸金業等の取締に関する法律案

会の審査を省略された旨の要求書

身体障害者対策に関する決議案

水力電源開発に關する決議案

優生保護法の一部を改正する法律案

一、昨十三日参議院から同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

一、昨十三日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

優生保護法の一部を改正する法律案

一、昨十三日参議院から同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

一、昨十三日委員会に付託された議案

は次の通りである。

貸金業等の取締に関する法律案（内閣提出第二〇六号）

優生保護法の一部を改正する法律案

（参議院提出、參法第二号）

國立身体障害者更生指導所設置法案

（内閣提出第一七七号）（参議院送付）

以上二件 厚生委員会 付託

食品配給公團法案（内閣提出第二〇四号） 農林委員会 付託

船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律案（内閣提出第二〇五号）運輸委員会 付託

一、昨十三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

大蔵省設置法案中修正

國立國会図書館法第二十條の規定に

より行政部門に置かれる支部図書館

及びその職員に関する法律案

一、昨十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

内閣法の一部を改正する法律案

國立世論調査所設置法案

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

外國保険事業者に関する法律案

郵政事業特別会計法案

電氣通信事業特別会計法案

犯罪者予防更生法

犯罪者予防更生法施行法案

裁判所職員の定員に関する法律の一

部を改正する法律案

社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案

土地改良法

水光法

労働組合法

労働關係調整法の一部を改正する法律案

私的獨占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を

出案を可決した旨参議院に通知した。

大蔵省設置法案中修正

一、昨十三日本院は次の内閣提出案中

修正を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

大蔵省設置法案中修正

一、昨十三日本院は次の内閣提出案中

修正を承認し、その旨参議院及び内閣に通知した。

大蔵省設置法案中修正

一、昨十三日提出した緊急質問は、次

の通りである。

配炭公團の改組に伴う中小炭鉱危機

に関する緊急質問（今澄勇君提出）

炭鉱ストに関する緊急質問（岡田春夫君提出）

炭鉱ストに関する緊急質問（岡田春夫君提出）

この犠牲を

この犠牲と

今日までの

約定

今日までの

納定

原業

この犠牲と

今日までの

約定

今日までの

原業

この犠牲と

今日までの

約定

今日までの

約定

今日までの

原業

この犠牲と

今日までの

約定

今日までの

原業

この犠牲と

今日までの

約定

今日までの

約定

今日までの

頁	段	行	誤	正
二〇一	五	箇	援助を支援	援助と支援
二〇二	二	七	証券取引所	証券取引所
二〇三	一	八	この犠牲を	この犠牲と
二〇四	二	九	今日までの	今日までの
二〇五	三	一〇	約定	約定
二〇六	四	一一	今日までの	今日までの
二〇七	五	一二	原業	原業
二〇八	六	一二	島山鶴君	島山鶴吉君
二〇九	七	一二	初列島	初島
二一〇	八	一二	奪起	奪起
二一〇	九	一二	明娟	明娟
二一〇	一〇	一二	たいの点で	たいの点で
二一〇	一一	一二	ものをお	ものをなお
二一〇	一二	一二	收獲	收穫
二一〇	一二	一二	二十四度	二十四度
二一〇	一二	一二	二十四年度	二十四年度

官報号外 昭和二十四年五月十五日 衆議院會議録第二十九号